
銚田市第2期障がい者基本計画
銚田市第3期障がい福祉計画

平成24年3月

銚 田 市

はじめに

銚田市では、平成19年3月に、障害者基本法に基づき、障がい福祉施策の基本となる「銚田市障害者基本計画」を策定し、平成19年度から平成23年を計画期間として、保健・医療・福祉の充実や就労・生活環境の整備等に、総合的・計画的に取り組んでまいりました。

また、障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスの体制整備を進めるための実施計画として、「銚田市障害福祉計画」を平成19年3月と平成21年3月に策定し、それぞれ3年を計画期間として、障害福祉サービスにかかる数値目標を設定し、福祉施設や病院に長期に渡り、入所・入院している方々の地域移行や就労環境の整備を促進するとともに、障害福祉サービスの種別ごとに必要量を見込んでサービス提供体制づくりを推進してきたところです。

このたび、これらの計画の計画期間が満了すること、近年の社会福祉を取り巻く情勢が大きく変化しており、障がい福祉施策に対する意識やニーズも多様化していることから、サービスの利用実績、目標の達成状況、国の基本指針等を踏まえ、障がい福祉施策の更なる充実を図り、障害福祉サービスの提供体制をより一層整備するため、「銚田市第2期障がい者基本計画・銚田市第3期障がい福祉計画」を策定いたしました。

この計画の推進にあたっては、国、県、福祉団体等との連携はもとより、市民の皆様のご理解とご協力が不可欠でございます。障がいのある方もない方も安心して暮らすことのできる社会を実現するため、より一層のご支援をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査、パブリックコメント等にご協力いただいた市民の皆様をはじめ、専門的な立場からご助言をいただきました銚田市地域自立支援協議会の委員の皆様等関係各位に、深く感謝申し上げます。

平成24年3月

銚田市長 鬼 沢 保 平



目 次

第1章 計画のあらまし	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画策定の背景	4
(1) 国における動き	4
(2) 茨城県における動き.....	6
3. 計画の位置づけ	7
4. 計画の期間.....	8
第2章 銚田市の障がい者をめぐる状況	11
1. 銚田市の障がい者福祉の状況.....	11
(1) 身体障害者手帳交付の状況	11
(2) 療育手帳交付の状況.....	14
(3) 精神障害者保健福祉手帳等交付の状況.....	16
(4) 事業所の状況.....	18
(5) 障害程度区分認定の状況	19
(6) 障害福祉サービス別の受給状況.....	20
(7) 地域生活支援事業の状況	21
2. 第2期障がい福祉計画の進捗状況.....	22
(1) 施設入所者の地域生活への移行に関する目標	22
(2) 退院可能な精神障がい者の地域生活への移行	23
(3) 福祉施設から一般就労への移行.....	23
3. 第2期計画における障害福祉サービスの目標値と実績値.....	24
(1) 訪問系サービス	24
(2) 日中活動系サービス.....	25
(3) 居住系サービス	26
(4) サービス利用計画作成費	26
(5) 地域生活支援事業の目標値と実績	27
4. 障がい福祉に関するアンケート結果の概要.....	29
(1) 調査設計.....	29
(2) 回収状況.....	29
(3) 調査結果のまとめ.....	30
5. 第2期障がい者基本計画及び第3期障がい福祉計画に向けた課題.....	40

第3章 計画の基本的な考え方	43
1. 計画の基本理念	43
2. 計画の基本目標	43
3. 施策の体系	45
第4章 施策の展開	49
1. 心のバリアをなくすために	49
(1) 啓発・広報活動の推進	49
(2) ボランティア活動の推進	50
2. とともに生活できる安心な社会を実現するために	51
(1) 相談支援体制の充実	51
(2) 障害福祉サービスの充実	52
(3) 地域生活支援事業の充実	53
(4) スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進	54
3. 人にやさしいまちづくりを進めるために	55
(1) 生活環境の整備	55
(2) 防災、防犯体制の整備	56
4. 個性に応じた保育・教育を進めるために	57
(1) 保育体制の充実	57
(2) 教育の推進	58
5. 自立や社会参加を進めるために	59
(1) 就労の支援	59
(2) 経済的自立の支援	60
6. 健やかに暮らすために	61
(1) 障がいの早期発見、療育体制の充実	61
(2) 障がい者の健康づくり	62
(3) 精神保健施策の充実	63
7. 情報のバリアをなくすために	64
(1) 情報提供の充実	64
(2) コミュニケーション支援体制の充実	64
第5章 サービス等の見込量と確保の方策	67
1. 平成26年度に向けた目標の設定	67
(1) 施設入所者の地域生活への移行	67
(2) 退院可能な精神障がい者の地域生活への移行	68
(3) 福祉施設から一般就労への移行	69

(4) 就労移行支援事業の利用人数.....	70
(5) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合.....	71
2. 訪問系サービスの見込量と確保の方策.....	72
(1) 訪問系サービスの見込量.....	72
(2) 訪問系サービスの確保の方策.....	73
3. 日中活動系サービスの見込量と確保の方策.....	74
(1) 日中活動系サービスの見込量.....	74
(2) 日中活動系サービスの確保の方策.....	81
4. 居住系サービスの見込量と確保の方策.....	82
(1) 居住系サービスの見込量.....	82
(2) 居住系サービスの確保の方策.....	83
5. 相談支援サービスの見込量と確保の方策.....	84
(1) 相談支援サービスの見込量.....	84
(2) 指定相談支援事業の確保の方策.....	85
6. 地域生活支援事業の見込量と確保の方策.....	86
(1) 相談支援事業.....	86
(2) コミュニケーション支援事業.....	86
(3) 日常生活用具給付等事業.....	87
(4) 移動支援事業.....	87
(5) 地域活動支援センター.....	88
(6) その他の事業.....	88
第6章 計画の推進に向けて.....	91
1. 市民参画による施策の推進.....	91
2. 関係機関における連携.....	91
3. 計画推進のための協議会の設置.....	91
4. 財源の確保と適正な受益者負担.....	91
資料編	95
1. 用語解説.....	95

本計画書の用語表記について

本計画書では、「害」という漢字は、「災い」といった負のイメージを持つ言葉であることを考慮し、法令等に基づくものや団体名等の固有名詞を除いて、「障害」または「障害者」を、それぞれ「障がい」「障がい者」と表記しています。

第1章

計画のあらまし

第1章 計画のあらまし

1. 計画策定の趣旨

市町村の障がい者に関わる施策について定める計画は、『障害者基本法』に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画として策定する『市町村障害者基本計画』と、『障害者自立支援法』に基づき、障害福祉サービス等の確保に関する計画として策定する『市町村障害福祉計画』があります。『障害者基本計画』と『障害福祉計画』は、調和が保たれたものでなければなりません。

『銚田市障がい者基本計画』は、本市に住む障がいのある人のための施策に関する基本的な計画としての『市町村障害者計画』です。

また、「銚田市障がい福祉計画」は、本市における障害福祉サービス等の確保に関する計画としての『市町村障害福祉計画』にあたります。

■市町村障害者計画（障害者基本法第11条）

『市町村障害者計画』は、『障害者基本法』に基づいて、政府が障がい者の福祉及び障がいの予防に関するさまざまな施策を総合的に推進するための基本計画として定めたものである『障害者基本計画』に準じて、市町村における障がい者の状況等を踏まえた、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画となっています。

平成19年12月には、平成15年度から平成24年度を計画期間とする『障害者基本計画』の後期5年間で重点的に行うべき施策が定められた『障害者基本計画「重点施策実施5か年計画」（新障害者プラン）』が策定され、共生社会の理念の普及、利用者本位の生活支援体制の整備、地域移行の推進、バリアフリー化、障がい者の雇用の場の拡大等が重点的施策とされています。

■市町村障害福祉計画（障害者自立支援法第88条、第89条）

平成17年10月31日に成立、平成18年4月から施行（一部は平成18年10月から施行）された『障害者自立支援法』において、市町村は『市町村障害福祉計画』の策定、都道府県は『都道府県障害福祉計画』の策定を義務づけられています。

『市町村障害福祉計画』は、地域のニーズに応じた障害福祉サービス等の必要量を的確に見込み、必要な費用を確保することを目的として、地域生活支援事業の実施に関する事項、その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関して必要な事項を定めたものです。

2. 計画策定の背景

我が国の障がい者施策は、昭和56年の「完全参加と平等」をテーマとする『国際障害者年』を契機として、障がい者の自立と社会参加を促進するための新たな制度的な取り組みが行われています。

(1) 国における動き

■「措置制度」から「支援費制度」への転換

平成12年度からの社会福祉基礎構造改革の一環として『身体障害者福祉法』等が改正され、平成15年4月には、障がい者の福祉サービスの内容及びサービスを行う事業者や施設を県や市町村が決定する「措置制度」から、障がい者自身が希望するサービス及びサービス提供事業者や施設を選択し、契約に基づいてサービスを利用する「支援費制度」へ、制度の大幅な転換が行われました。

■新たな『障害者基本計画』のスタート

平成15年4月から、平成15年度から平成24年度までの10年間を計画期間とする新たな『障害者基本計画』及びその『重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）』がスタートしました。

新たな『障害者基本計画』は、従来の『障害者基本計画』における「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指すものとされています。

■2つの『重点施策実施5か年計画』

平成15年4月から、『障害者基本計画』とともにスタートした『重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）』では、平成15年度から平成24年度までの10年間のうち、前期5年間で、障害者基本計画に掲げた「共生社会」の実現を目的として、障がいのある方が活動し、社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進等、自立に向けた地域基盤の整備等に取り組むことが示されました。

平成19年12月には、平成20年度からの『障害者基本計画』の後期5年間に重点的に取り組むべき施策について定めた『重点施策実施5か年計画』が策定されました。これは、自立と共生の理念の下に、「共生社会」の実現に寄与するため、障がいの特性に応じ、総合的な利用者本位の支援を行うことや、のユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備、ICT（情報通信技術）の

活用等による障がい者への情報提供の充実等を図ること等に重点を置いて施策展開を図ることとしています。

■『障害者基本法』の改正

『障害者基本法』は平成16年に改正され、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と差別禁止が明記されました。

また、平成23年8月の改正では、障がい者の定義に「制度や慣行等社会的障壁により日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある」ことが追加されました。

■『発達障害者支援法』の制定

発達障がい者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会参加の促進のために、『発達障害者支援法』が平成17年4月1日から施行されました。この法律では、発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障がい者への支援、発達障がい者の就労の支援、発達障がい者支援センター等について定められました。

■『障害者の雇用の促進等に関する法律』の改正

平成18年4月に『障害者の雇用の促進等に関する法律』が改正されました。改正法では、精神障がい者の雇用対策の強化等を柱とし、従業員の1.8%を身体障がい者・知的障がい者とする現行の法定雇用率の算定対象に、新たに精神障がい者も加えることになりました。

■特殊教育から特別支援教育へ

障がいの種類や程度に応じて特別の場で指導を行う特殊教育から、通常の学級に在籍するLD（学習障がい）・ADHD（注意欠陥／多動性障がい）・高機能自閉症等の児童・生徒も含め、障がいのある児童・生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換が進められています。

■ 『障害者自立支援法』の成立と『障害者総合福祉法（仮称）』への転換

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、『障害者自立支援法』が平成18年4月（一部は10月）から施行されました。

施行から6年が経過する間に、さまざまな制度の変更や激変緩和策が行われてきました。主な改正点は、サービスの利用にかかる費用の原則1割を利用者が負担する「応益負担」から、支払い能力に応じた費用負担とする「応能負担」への変更、グループホーム及びケアホーム利用の際の助成等が挙げられます。

平成22年6月の閣議決定により、現行の『障害者自立支援法』を廃止し、新たに総合的な障がい者福祉制度の整備を内容とする『障害者総合福祉法（仮称）』の制定が見込まれており、平成25年8月の法案成立を目標として、内容の検討が進められています。

（2）茨城県における動き

茨城県では、平成15年3月に、障がい者施策の総合的な推進のために『いばらき障害者いきいきプラン』を策定しました。また、平成18年3月には、今後のサービス提供体制に関して計画的な整備を進めるために『茨城県障害福祉計画』を策定しました。

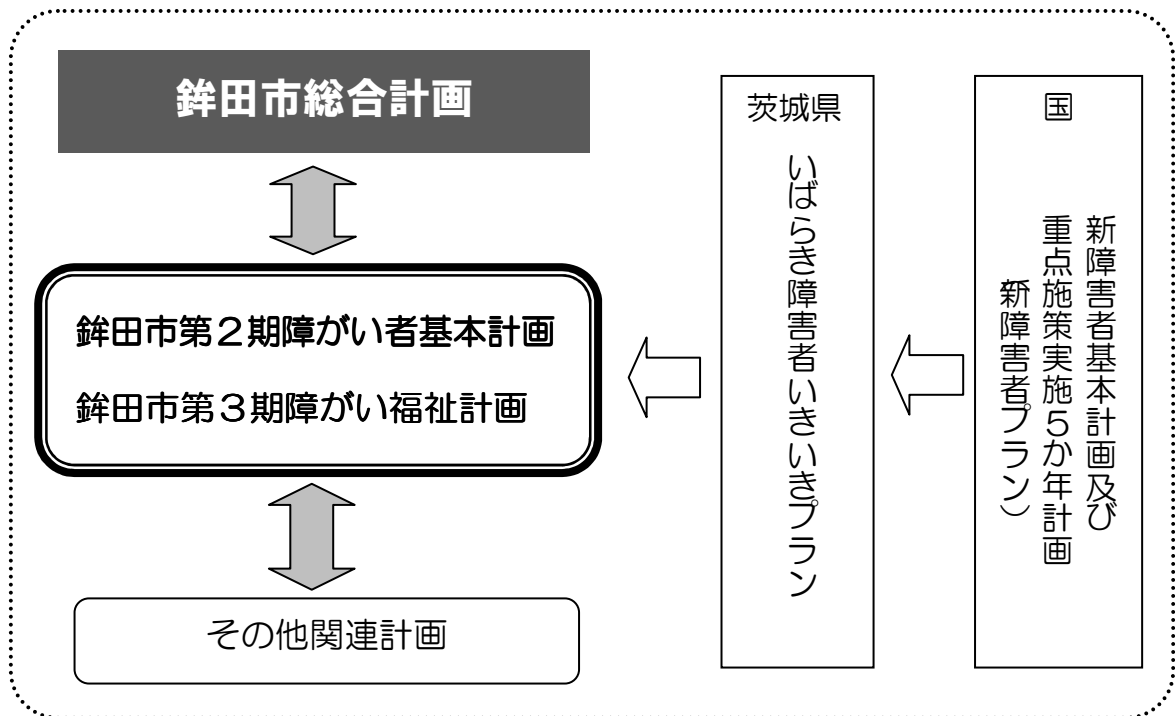
3. 計画の位置づけ

本計画は、『障害者基本法第11条第3項による規定（市町村障害者計画）』、及び『障害者自立支援法第88条による規定（市町村障害福祉計画）』に基づき策定するものです。

『銚田市総合計画』を上位計画としたうえで、障がい者の福祉・保健・医療・雇用・教育・まちづくり等の分野と連携した、地域社会の課題解決に向けた計画として策定しています。

また、国の『新障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）』と『いばらき障害者いきいきプラン』との整合性を図った計画とします。

図表1-1 銚田市障がい者基本計画・銚田市障がい福祉計画の位置づけ



4. 計画の期間

『第2期銚田市障がい者基本計画』の期間については、3年間とします。

『第3期銚田市障がい福祉計画』の期間についても、厚生労働省が示す基本指針の定めるところにより、第2期計画が平成23年度で終了することから、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

なお、策定後の制度改正、福祉・保健・医療等の社会経済情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

図表1-2 銚田市障がい者基本計画・銚田市障がい福祉計画の期間

年度	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年
障がい者 基本計画	第1期計画			第2期計画				
障がい 福祉計画	第2期計画			第3期計画				

第2章

鉾田市の障がい者をめぐる状況

第2章 銚田市の障がい者をめぐる状況

1. 銚田市の障がい者福祉の状況

(1) 身体障害者手帳交付の状況

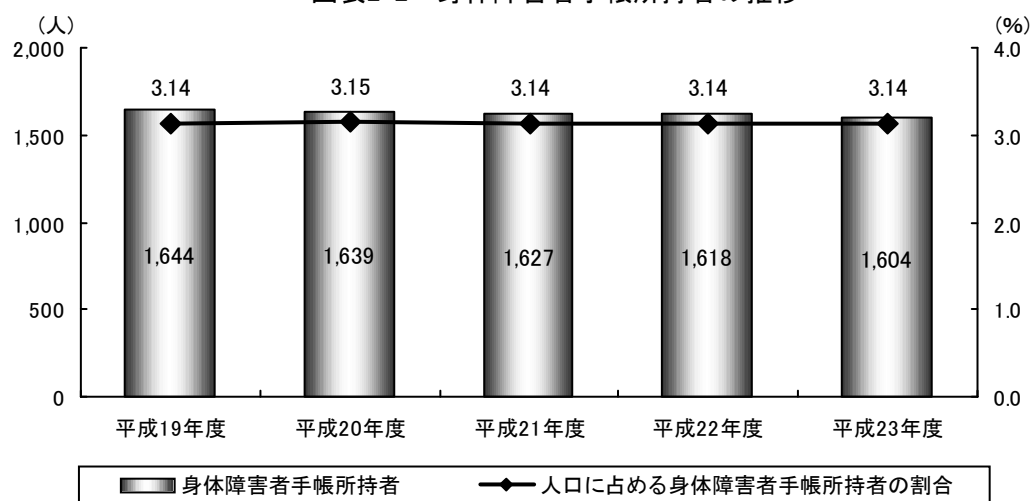
身体障害者手帳を所持している人の数は総人口とともに減少しており、平成23年度には1,604人となっています。総人口に占める割合は、ほぼ横ばいで推移しています。

図表2-1 身体障害者手帳所持者数

(各年度4月1日現在)

年 度	人口（人）	所持者数（人）	割合（％）
平成19年度	52,324	1,644	3.14
平成20年度	52,079	1,639	3.15
平成21年度	51,751	1,627	3.14
平成22年度	51,463	1,618	3.14
平成23年度	51,011	1,604	3.14

図表2-2 身体障害者手帳所持者の推移



障がい種別では「肢体不自由」が901人と最も多く、全体の56.2%を占めます。また、等級別では「1級」が557人で全体の34.7%を占め、「2級」の274人（全体の17.1%）と合わせると、831人で全体の51.8%となっております。

図表2-3 身体障害者手帳所持者の総合等級からみた障がい種別状況

（平成23年4月1日現在）単位：人

種別 等級	視覚	聴覚・ 平衡	音声・ 言語・ そしゃく	肢体 不自由	内部 障がい	合計
1級	55	5	0	215	282	557
2級	29	34	0	207	4	274
3級	7	22	4	148	84	265
4級	7	22	5	209	92	335
5級	10	0	0	81	1	92
6級	7	33	0	41	0	81
合計	115	116	9	901	463	1,604

性別で見ると、障がい児では男児と女児が同数となっていますが、障がい者では女性が847人、男性が731人で女性が上回っています。

年代別にみると、65歳以上の所持者は1,025人で障がい者全体の63.9%を占めています。また、障がい児は全体の1.6%となっています。

図表2-4 身体障害者手帳所持者の男女・年代別状況

(平成23年4月1日現在) 単位：人

性別		男	女	合計
年齢				
障がい児数	0～4歳	2	1	3
	5～9歳	4	3	7
	10～14歳	3	5	8
	15～17歳	4	4	8
障がい児数		13	13	26
障がい者数	18～19歳	1	2	3
	20～29歳	13	18	31
	30～39歳	28	24	52
	40～49歳	32	50	82
	50～59歳	78	126	204
	60～64歳	69	112	181
	65歳以上	510	515	1,025
障がい者数		731	847	1,578
合計		744	860	1,604

(2) 療育手帳交付の状況

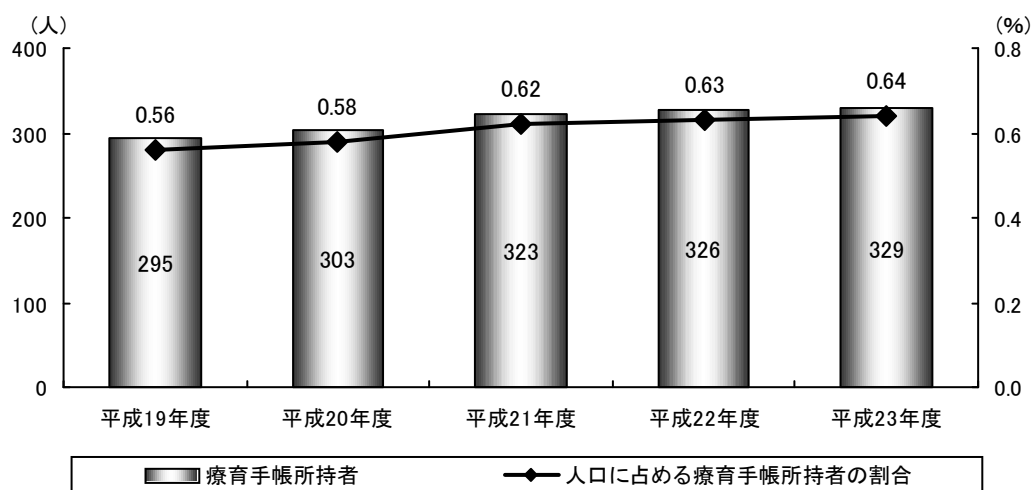
療育手帳を所持している人の数は、平成20年度には300人を超え、増加を続けています。人口割合も同様に、過去5年間は微増で推移しています。

図表2-5 『療育手帳』の所持者数

(各年度4月1日現在)

年度	人口(人)	所持者数(人)	割合(%)
平成19年度	52,324	295	0.56
平成20年度	52,079	303	0.58
平成21年度	51,751	323	0.62
平成22年度	51,463	326	0.63
平成23年度	51,011	329	0.64

図表2-6 『療育手帳』所持者の推移



性別でみると、障がい児・障がい者のいずれも男性が女性を上回り、全体の62.3%を占めています。年代でみると、障がい児が全体の17.9%に上っています。最も多い年代は20歳代で、全体の22.8%を占めています。

程度区分をみると「B」が最も多く、全体の31.0%を占めています。

図表2-7 療育手帳所持者の男女・年代別状況

(平成23年4月1日現在) 単位：人

年齢		性別	男	女	合計
障がい児数	0～6歳		5	3	8
	7～9歳		10	2	12
	10～14歳		13	8	21
	15～17歳		10	8	18
障がい児数			38	21	59
障がい者数	18～19歳		10	6	16
	20～29歳		49	26	75
	30～39歳		39	24	63
	40～49歳		24	13	37
	50～59歳		25	24	49
	60～64歳		12	6	18
	65歳以上		8	4	12
障がい者数			167	103	270
合計			205	124	329

図表2-8 療育手帳所持者の程度区分状況

(平成23年4月1日現在) 単位：人

年齢		等級	㊤	A	B	C	合計
障がい児数	0～9歳		1	6	8	5	20
	10～14歳		7	4	8	2	21
	15～17歳		3	1	8	6	18
障がい児数			11	11	24	13	59
障がい者数	18～39歳		28	40	41	45	154
	40～64歳		25	37	34	8	104
	65歳以上		1	8	3	0	12
障がい者数			54	85	78	53	270
合計			65	96	102	66	329

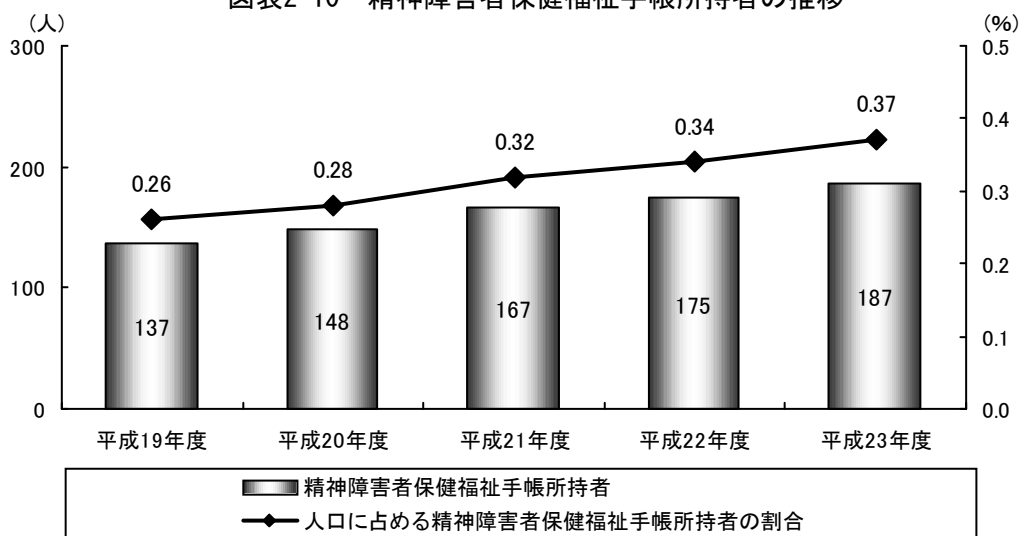
(3) 精神障害者保健福祉手帳等交付の状況

精神障害者保健福祉手帳を所持している人の数は、平成19年度から50人増加しており、過去5年間で増加傾向にあります。また、自立支援医療費（精神通院）支給決定者数は、平成23年度に400人を超え、手帳所持者数と同様に増加傾向となっています。

図表2-9 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療費（精神通院）支給決定者数
(各年度4月1日現在)

年度	人口（人）	所持者数（人）	割合（％）	自立支援医療 支給決定者数（人）	割合（％）
平成19年度	52,324	137	0.26	342	0.65
平成20年度	52,079	148	0.28	347	0.67
平成21年度	51,751	167	0.32	383	0.74
平成22年度	51,463	175	0.34	391	0.76
平成23年度	51,011	187	0.37	414	0.81

図表2-10 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



自立支援医療（精神通院）受給者数を疾病別にみると、平成23年度では統合失調症が206人で最も多く、全体の49.8%を占めています。また、平成19年度から21人増加しています。等級別にみると、平成23年度では2級が最も多く、全体の57.8%を占めています。

図表2-11 自立支援医療（精神通院）受給者の疾病状況

（各年度4月1日現在）単位：人

	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
症状性を含む器質性 精神障がい（認知症 等）	9	7	13	10	16
中毒性精神障がい（ア ルコール依存、薬物 依存等）	11	9	9	10	10
統合失調症	185	192	194	197	206
気分障がい（うつ病、 躁病等）	74	71	78	80	86
てんかん	47	43	51	47	50
神経症、ストレス関 連障がい	7	6	7	10	12
生理的障がい及び身 体的要因に関連した 行動症候群	1	1	0	1	1
成人の人格及び行動 の障がい	2	2	4	5	3
精神遅滞	5	10	13	16	15
心理的発達の障がい	1	5	9	7	10
小児期及び青年期の 行動及び情緒の障が い	0	1	5	8	5
その他	0	0	0	0	0
合計	342	347	383	391	414

図表2-12 『精神障害者保健福祉手帳』所持者の程度区分状況

（各年度4月1日現在）単位：人

区分	1級	2級	3級	合計
平成19年	33	76	28	137
平成20年	38	81	29	148
平成21年	41	95	31	167
平成22年	41	103	31	175
平成23年	38	108	41	187

(4) 事業所の状況

訪問系サービスの事業所数は12か所、日中活動サービスの事業所数は11か所、居住系サービスの事業所数は3か所（定員数108人）、相談支援事業所は1か所となっています。

図表2-13 訪問系サービスの状況

(平成23年10月1日現在)

	施設種別	箇所数	定員（人）
訪問系サービス 障害者自立 支援法に基づく	居宅介護	5	—
	重度訪問介護	5	—
	行動援護	2	—
	重度包括支援	0	—
	合計	12	—

図表2-14 日中活動系サービスの状況

(平成23年10月1日現在)

	施設種別	箇所数	定員（人）
日中活動系サービス 障害者自立支援法に基づく	児童デイサービス	2	20
	短期入所	2	—
	生活介護	4	—
	療養介護	0	—
	自立訓練（機能訓練）	0	—
	自立訓練（生活訓練）	0	—
	就労移行支援	1	10
	就労継続支援（A型）	0	—
	就労継続支援（B型）	2	40
	合計	11	70

図表2-15 居住系サービスの状況

(平成23年10月1日現在)

	施設種別	箇所数	定員(人)
障害者自立 支援法に基づく 居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)	0	—
	共同生活介護(ケアホーム)	1	18
	施設入所支援	2	90
	合計	3	108

図表2-16 相談系サービスの状況

(平成23年10月1日現在)

	施設種別	箇所数	定員(人)
障害者自立 支援法に基づく 相談系サービス	相談支援事業所	1	—
	合計	1	—

(5) 障害程度区分認定の状況

平成22年度の認定状況は次のとおりです。

図表2-17 平成22年度障害程度区分の認定状況

単位：人

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	非該当	合計
身体障がい	9	15	7	6	9	26	0	72
知的障がい	0	8	17	32	30	21	0	108
精神障がい	3	14	20	4	1	0	0	42
身体・知的	0	0	3	3	2	15	0	23
知的・精神	0	2	1	0	1	0	0	4
精神・身体	0	1	1	0	0	0	0	2
身・知・精	0	0	0	0	1	0	0	1
合計	12	40	49	45	44	62	0	252

(6) 障害福祉サービス別の受給状況

障害福祉サービス別の平成23年4月の支給決定者数及び受給者数は次のとおりです。受給率は、79.7%となっています。

図表2-18 障害福祉サービス別支給決定者・受給者数

単位：人

サービス機能	サービス種類	平成23年4月	
		支給決定者数	受給者数
居宅系サービス	居宅介護	41	35
	重度訪問介護	2	2
	行動援護	1	1
	重度包括支援	0	0
	小計	44	38
日中活動系サービス	児童デイサービス	18	11
	短期入所	48	11
	生活介護	117	114
	療養介護	0	0
	自立訓練（機能訓練）	1	1
	自立訓練（生活訓練）	5	5
	就労移行支援	20	18
	就労継続支援（A型）	1	1
	就労継続支援（B型）	18	17
	小計	228	178
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	19	16
	共同生活介護（ケアホーム）	28	23
	施設入所支援	91	89
旧法施設	知的障害者入所更正施設	29	7
	肢体不自由児更正施設	0	0
	身体障害者療護施設	0	0
	身体障害者入所更正施設	0	0
	身体障害者入所授産施設	0	0
	知的障害者入所更正施設	0	0
	知的障害者入所授産施設	1	1
	知的障害者通所授産施設	4	2
その他	福祉ホーム	0	0
小計		172	138
合計		444	354

(7) 地域生活支援事業の状況

平成22年度の地域生活支援事業の実績は以下のとおりです。

図表2-19 地域生活支援事業の状況

	施設種別	利用・整備の 実績
地域生活支援事業	成年後見制度利用支援事業	1件
	コミュニケーション支援事業	18回
	日常生活用具給付等事業	818件
	移動支援事業	513時間
	地域活動支援センター	3か所
	日中一時支援事業	546回

2. 第2期障がい福祉計画の進捗状況

(1) 施設入所者の地域生活への移行に関する目標

【国の方針】

- ・平成23年度までに、現在の施設入所者の1割以上が地域生活に移行すること。
- ・平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減すること。

【第2期計画での数値目標と実績見込】

図表2-20 施設入所者の地域生活への移行に関する数値目標と実績見込

		第2期計画 数値目標	平成23年度 実績見込	考え方
①計画当初の入所者数	A	97人	97人	平成17年10月1日の施設入所者数
②目標年度入所者数	B	89人	95人	平成23年度末時点の利用人員
③増減見込	A-B	8人	2人	差引減少見込数
地域生活への移行者目標数		8人	2人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行した者の数

【目標達成のための今後の課題】

福祉施設から地域に居住の場を確保し、その地域生活を定着させるためには、障がい者が地域生活を送る上で必要な生活習慣や生活能力を身につけるための支援を重視し、入所している段階から積極的に取り組むことが必要です。

あわせて、地域生活において、障がい者がそれぞれの希望や特性に合った日中活動が可能となるような場の確保、また、住まいの場であるグループホームやケアホームとなる建物の確保や一般住宅の改善等が必要です。そのためには、地域住民に障がいや障がい者に対する理解を進め、地域ぐるみで障がい者の地域生活を支えていくことが大切です。

(2) 退院可能な精神障がい者の地域生活への移行

【国の方針】

・平成 24 年度までに、退院可能な精神障がい者を解消すること。

【第2期計画での数値目標と実績見込】

図表2-21 退院可能な精神障がい者の地域生活への移行に関する数値目標と実績見込

	第2期計画 数値目標	平成23年度 実績見込	考え方
現在の退院可能精神障がい者数	20人	20人	平成17年10月1日の退院可能精神障がい者数
退院者数	14人	10人	上記のうち、平成23年度末退院見込

【目標達成のための今後の課題】

退院可能な精神障がい者が地域へ移行し、継続的な地域生活を送ることができるよう、県との連携を強化するとともに、医療・保健・福祉の関係機関が連携し、地域生活への定着に対する支援を強化していくことが必要です。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

【国の方針】

・平成 23 年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を、平成 17 年度実績の4倍以上とすること。

【第2期計画での数値目標と実績見込】

図表2-22 福祉施設から一般就労への移行に関する数値目標と実績見込

	第2期計画 数値目標	平成23年度 実績見込	考え方
平成17年度の一般就労移行者数	0人	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度の年間一般就労移行者数	2人	0人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

【目標達成のための今後の課題】

障がい者の一般就労を促進するためには、コーディネーターによる雇用の場の開拓を進めるほか、職場適応援助者(ジョブコーチ)の派遣や能力開発、訓練・実習の機会の拡充に努める必要があります。また、事業所や公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター等の福祉・労働の関係機関との連携体制を整備充実させることが必要です。

3. 第2期計画における障害福祉サービスの目標値と実績値

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、実績時間数、実績人数ともに目標値を下回って推移しています。

第3期計画の検討においては、こうした利用動向を踏まえながら、平成26年度の最終年度までの今後の地域生活の移行者数を見極めた現実的な目標設定を行い、必要なサービス提供基盤の整備に引き続き取り組んでいく必要があります。

図表2-23 訪問系サービスの目標値と実績値

(各年度10月分)

サービス区分		平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		第2期目標値	実績値	達成率(%)	第2期目標値	実績値	達成率(%)	第2期目標値	実績値	達成率(%)
訪問系サービス	時間/月	1,090	852	78.2	1,144	780	68.2	1,168	1,006	86.1
(実利用人数)	人/月	60	38	63.3	63	38	60.3	65	42	64.6

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、平成23年度の就労移行支援の実利用人数が計画値の316%に達したほか、就労継続支援（B型）も計画値の240%まで伸びています。一方で、療養介護は第2期計画中の利用がありませんでした。

第3期計画では、日中活動系サービスの需要が引き続き高いことを考慮しながら目標設定を行う必要があります。

図表2-24 日中活動系サービスの目標値と実績

(各年度10月分)

サービス区分	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		第2期目標値	実績値	達成率(%)	第2期目標値	実績値	達成率(%)	第2期目標値	実績値	達成率(%)
①生活介護	人日/月	1,528	1,518	99.3	1,747	2,102	120.3	1,965	2,342	119.2
(実利用人数)	人/月	70	70	100.0	80	100	125.0	90	116	128.9
②自立訓練 (機能訓練)	人日/月	23	20	87.0	45	20	44.4	45	18	40.0
(実利用人数)	人/月	1	1	100.0	2	1	50.0	2	1	50.0
③自立訓練 (生活訓練)	人日/月	210	117	55.7	240	77	32.1	275	61	22.2
(実利用人数)	人/月	11	7	63.6	12	5	41.7	14	3	21.4
④就労移行 支援	人日/月	132	154	116.7	132	244	184.8	132	384	290.9
(実利用人数)	人/月	6	7	116.7	6	12	200.0	6	19	316.7
⑤就労継続 支援(A型)	人日/月	92	23	25.0	115	23	20.0	138	20	14.5
(実利用人数)	人/月	4	1	25.0	5	1	20.0	6	1	16.7
⑥就労継続 支援(B型)	人日/月	154	151	98.1	154	248	161.0	220	460	209.1
(実利用人数)	人/月	7	10	142.9	7	12	171.4	10	24	240.0
⑦療養介護	人日/月	22	0	0.0	22	0	0.0	22	0	0.0
(実利用人数)	人/月	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
⑧児童デイ サービス	人日/月	35	79	225.7	35	51	145.7	35	73	208.6
(実利用人数)	人/月	12	13	108.3	12	8	66.7	12	8	66.7
⑨短期入所	人日/月	125	119	95.2	125	226	180.8	125	203	162.4
(実利用人数)	人/月	11	11	100.0	11	13	118.2	11	18	163.6

(3) 居住系サービス

居住系サービスでは、いずれのサービスでも利用人数が目標値を上回っています。

第3期計画の期間も、同様に居住系サービスの利用ニーズが高まることを考慮して、目標値設定を行う必要があります。

図表2-25 居住系サービスの目標値と実績値

(各年度10月分) 単位：人/月

サービス区分	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	第2期 目標値	実績値	達成率 (%)	第2期 目標値	実績値	達成率 (%)	第2期 目標値	実績値	達成率 (%)
①共同生活援助 共同生活介護	26	27	103.8	30	34	113.3	34	39	114.7
②施設入所支援	98	101	103.1	97	100	103.1	95	95	100.0

(4) サービス利用計画作成費

サービス利用計画作成費は、実績はありませんでした。

平成24年度からの支給決定プロセスの見直しに伴い、サービス利用計画作成の対象者が大幅に拡大することが予想されるため、さまざまな支援を必要とする障がい者に対する利用ニーズに対して、サービス利用計画をより有効に活用していくことが求められます。

図表2-26 サービス利用計画作成の目標値と実績値

(各年度10月分) 単位：人/月

サービス区分	平成21年度			平成22年度			平成23年度(見込)		
	第2期 目標値	実績値	達成率 (%)	第2期 目標値	実績値	達成率 (%)	第2期 目標値	実績値	達成率 (%)
①サービス利用 計画作成	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0

(5) 地域生活支援事業の目標値と実績

地域生活支援事業では、移動支援事業の利用人数や日中一時支援事業等の達成率が、目標値を上回っています。

図表2-27 相談支援事業等の目標値と実績値

単位：か所

サービス区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込）
【目標値】実施見込箇所数	2	2	2
【実績値】実施箇所数	2	2	2
達成率（％）	100.0	100.0	100.0

図表2-28 コミュニケーション支援事業の目標値と実績値

単位：人／年

サービス区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込）
【目標値】利用見込人数	20	22	23
【実績値】利用人数	13	18	20
達成率（％）	65.0	81.8	87.0

図表2-29 移動支援事業の目標値と実績値

単位：人／年、時間／年

サービス区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込）
【目標値】利用見込人数	12	13	14
【実績値】利用人数	16	18	15
達成率（％）	133.3	138.5	107.1
【目標値】延べ利用見込時間数	1,284	1,548	1,824
【実績値】延べ利用時間数	682	573	500
達成率（％）	53.1	37.0	27.4

図表2-30 日中一時支援事業の目標値と実績値

単位：人／年

サービス区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込）
【目標値】利用見込人数	13	15	17
【実績値】利用人数	17	14	20
達成率（％）	130.8	93.3	117.6

図表2-31 日常生活用具給付事業の目標値と実績値

単位：件／年

サービス区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込）
①介護・訓練支援用具			
【目標値】利用見込件数	4	5	5
【実績値】利用件数	3	4	5
達成率（％）	75.0	80.0	100.0
②自立生活支援用具			
【目標値】利用見込件数	3	4	5
【実績値】利用件数	6	7	5
達成率（％）	200.0	175.0	100.0
③在宅療養等支援用具			
【目標値】利用見込件数	16	18	20
【実績値】利用件数	3	3	10
達成率（％）	18.8	16.7	50.0
④情報・意思疎通支援用具			
【目標値】利用見込件数	10	10	10
【実績値】利用件数	4	6	10
達成率（％）	40.0	60.0	100.0
⑤排泄管理支援用具			
【目標値】利用見込件数	660	670	680
【実績値】利用件数	652	798	850
達成率（％）	98.8	119.1	125.0
⑥居宅生活動作補助用具			
【目標値】利用見込件数	4	5	5
【実績値】利用件数	0	0	4
達成率（％）	0.0	0.0	80.0

図表2-32 地域活動支援センターの目標値と実績値

単位：人／月

サービス区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込）
【目標値】利用見込人数	41	42	44
【実績値】利用人数	24	32	35
達成率（％）	58.5	76.2	79.5

4. 障がい福祉に関するアンケート結果の概要

計画の策定にあたり、障がいのある人（障がい児を含む）の生活実態や障害福祉サービスに対する評価、今後の施策ニーズ等を把握し、検討の基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

（1）調査設計

① 調査対象者

市内在住の障害者手帳所持者から、無作為に以下の人数を抽出しました。

①身体障害者手帳所持者	1,107人	
②療育手帳所持者	100人	
③精神障害者保健福祉手帳所持者	77人	合計 1,284人

② 調査方法

郵送による配布、郵送による回収

③ 調査期間

平成23年9月7日から9月30日まで

④ 調査内容

①ご本人のことについて	⑦外出について
②健康状態について	⑧福祉サービスの利用について
③生活の状況について	⑨情報収集や相談について
④介助者について	⑩コミュニケーションについて
⑤暮らしについて	⑪災害対策について
⑥日中の過ごし方について	⑫障がい者施策全般について

（2）回収状況

図表2-33 アンケートの回収状況

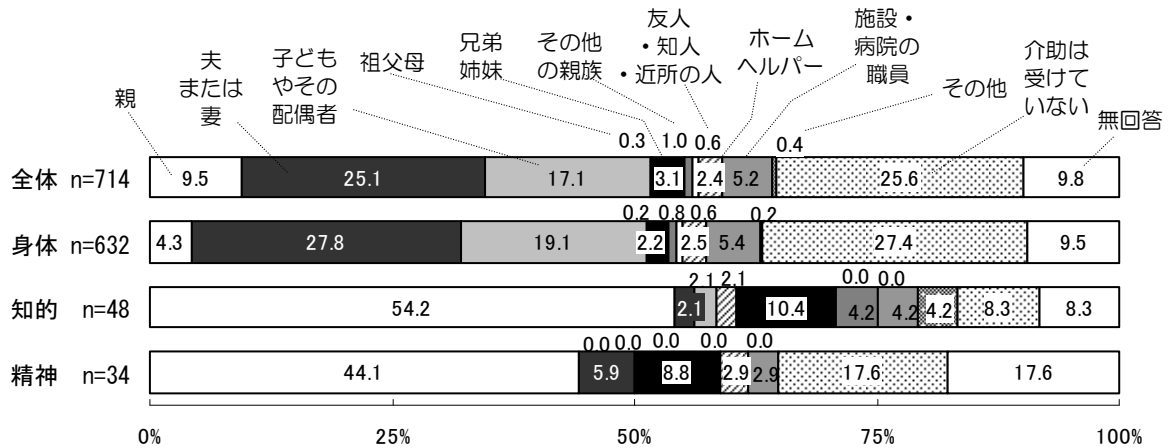
	配布数	回収数	回収率
①身体障害者手帳所持者	1,107	632	57.1%
②療育手帳所持者	100	48	48.0%
③精神障害者保健福祉手帳所持者	77	34	44.2%
合計	1,284	714	55.6%

(3) 調査結果のまとめ

■介助者について

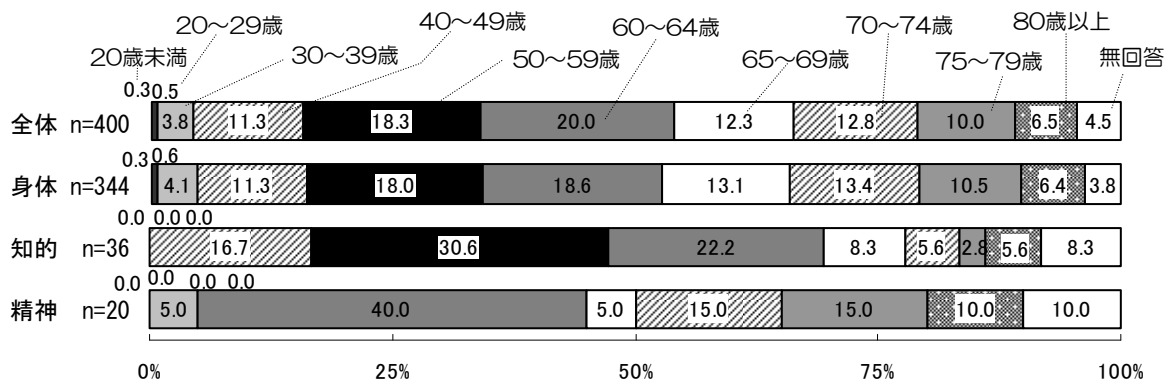
主な介助者（支援者）をみると、身体障がい者では「夫または妻」が27.8%と最も多く、知的障がい者と精神障がい者では「親」が最も多く、知的障がい者では5割以上、精神障がい者では4割以上をそれぞれ占めています。

図表2-34 主な介助者（全体、障がい別）



主な介助者（支援者）の年齢をみると、全体では65歳以上が4割を占めています。また、精神障がい者では60歳以上の介助者が8割以上に達しています。

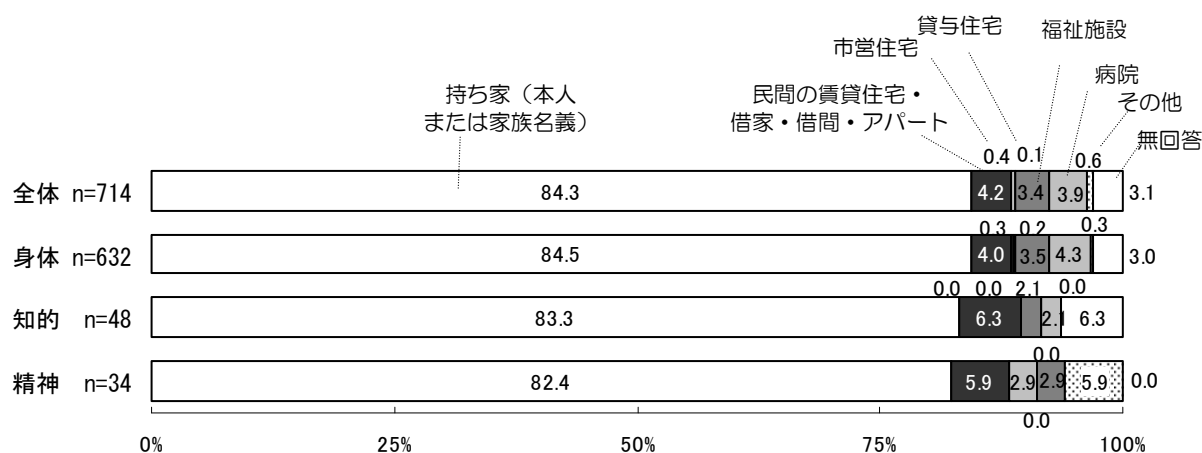
図表2-35 主な介助者の年齢（全体、障がい別）



■暮らしについて

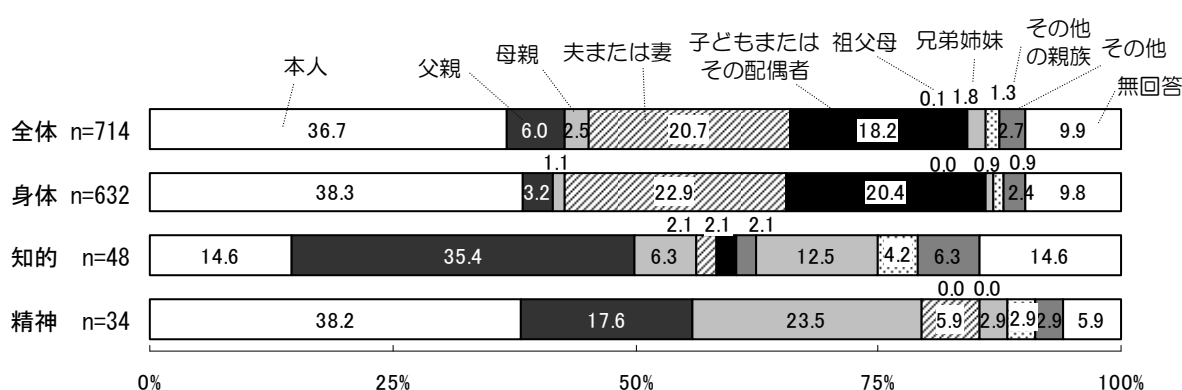
生活の場所をみると、いずれの障がいでも8割以上が「持ち家」と回答しています。

図表2-36 生活の場（全体、障がい別）



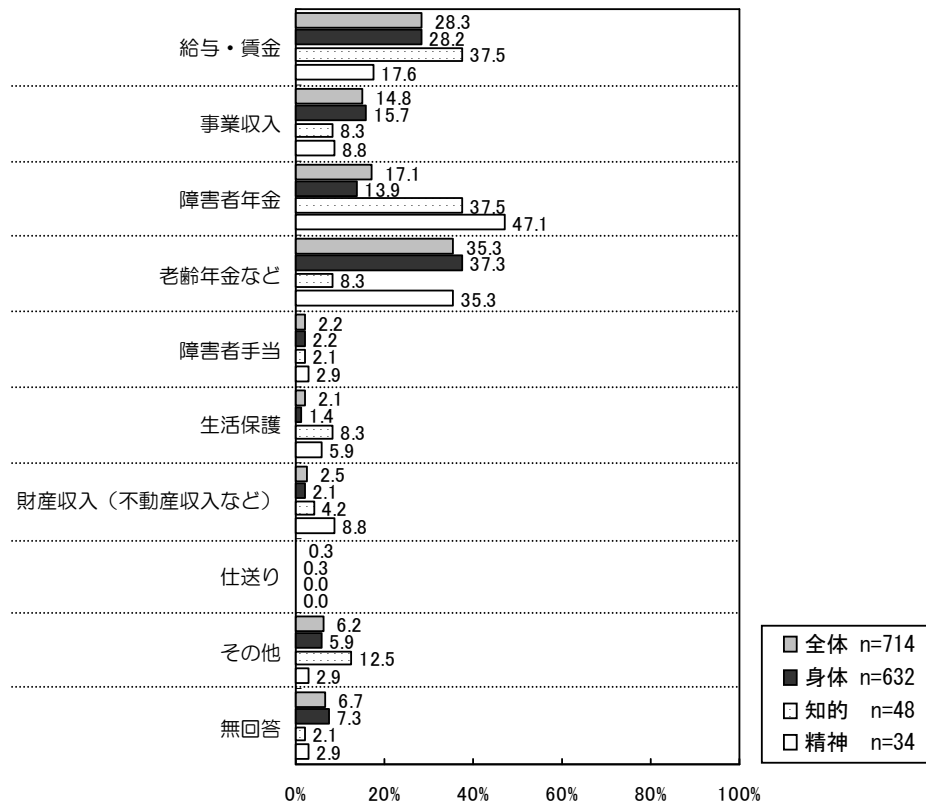
主な生活費の負担者をみると、身体障がい者と精神障がい者では「本人」が最も多く、身体障がい者では38.3%、精神障がい者では38.2%となっています。また、知的障がい者では、「父親」が35.4%と最も多くなっています。

図表2-37 主に生活費を負担している人（全体、障がい別）



主な生活費を負担している人の収入で最も多いものを障がい別にみると、身体障がい者では「老齢年金など」で37.3%、知的障がい者では「給与・賃金」「障害者年金」で各37.5%、精神障がい者では「障害者年金」で47.1%となっています。

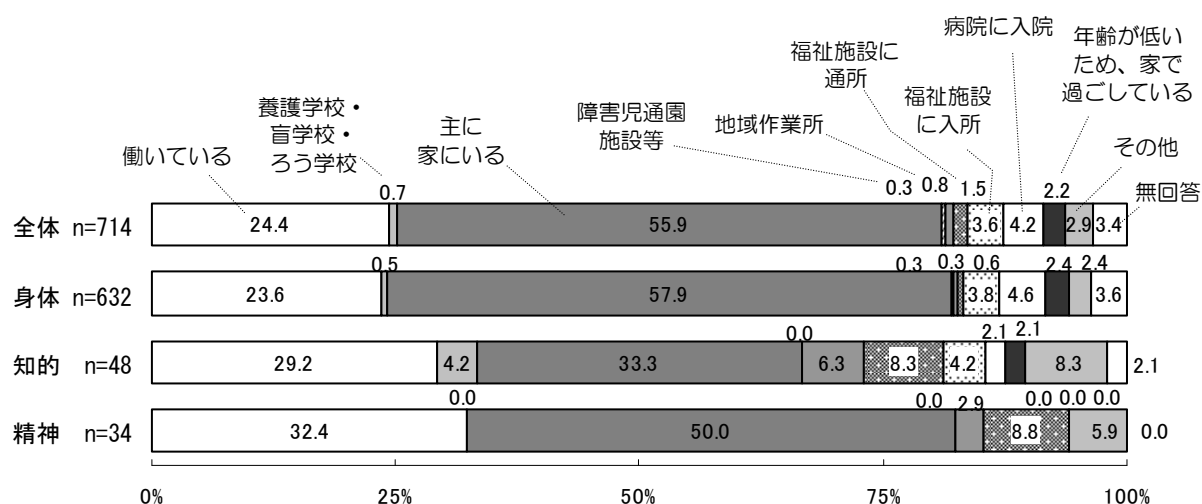
図表2-38 主に生活費を負担している人の収入（全体、障がい別）



■日中の過ごし方について

日中の過ごし方をみると、全体では「主に家にいる」が55.9%で最も多く、次いで「働いている」が24.4%となっており、ほぼ4人に1人が就業している状況です。

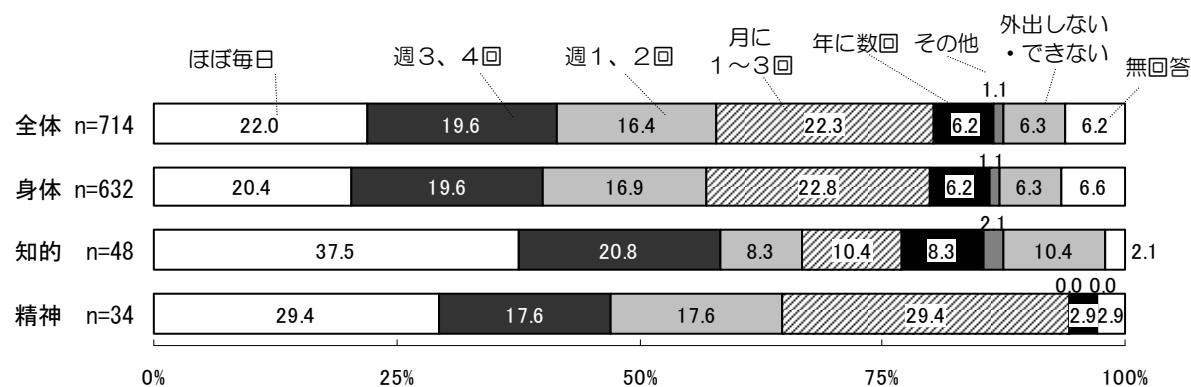
図表2-39 日中の過ごし方（全体、障がい別）



■外出について

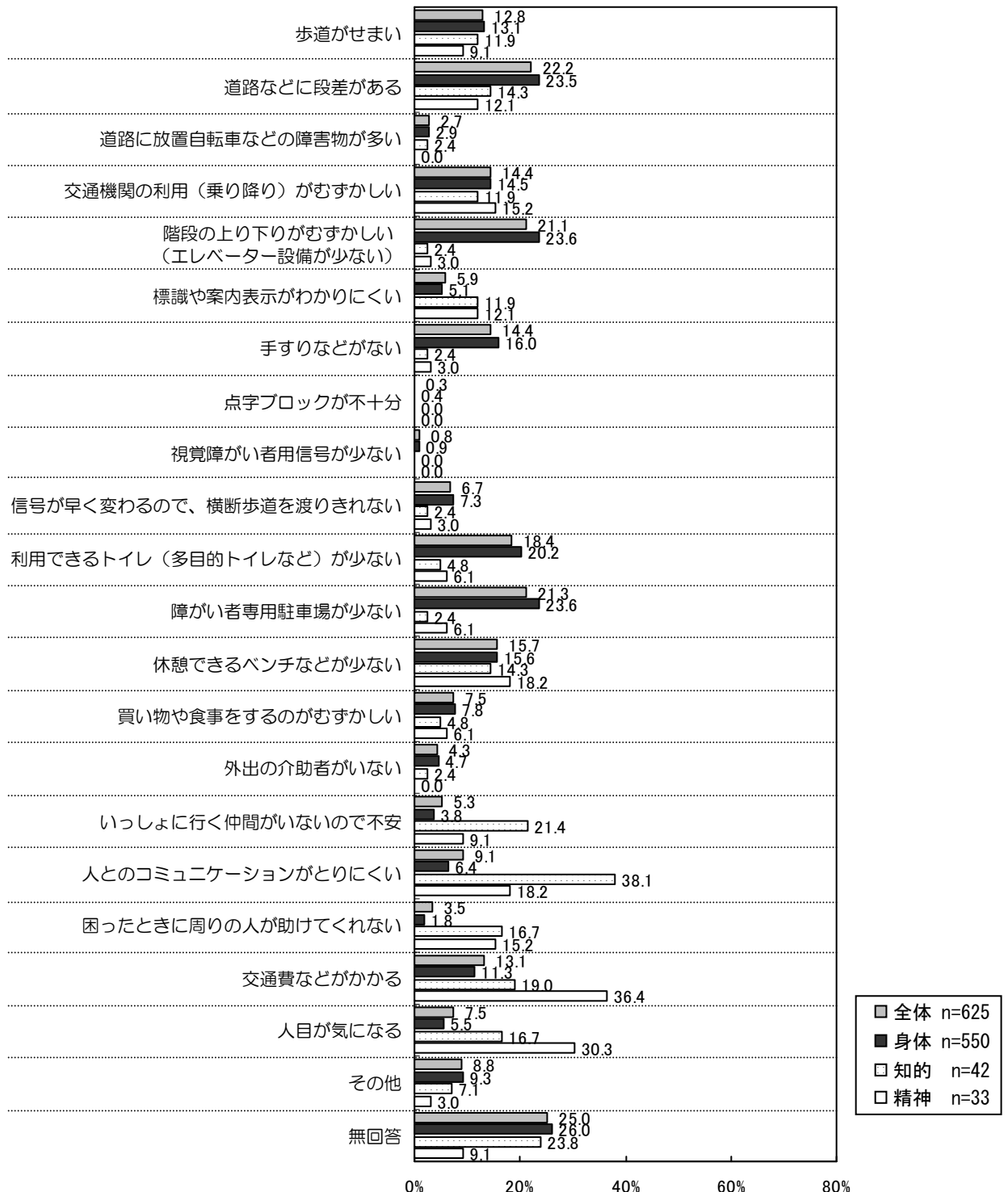
外出する回数をみると、全体では「月に1～3回」が22.3%と最も多く、次いで「ほぼ毎日」が22.0%、「週に3、4回」が19.6%となっています。一方で、「外出しない・できない」は6.3%となっています。

図表2-40 外出する回数（全体、障がい別）



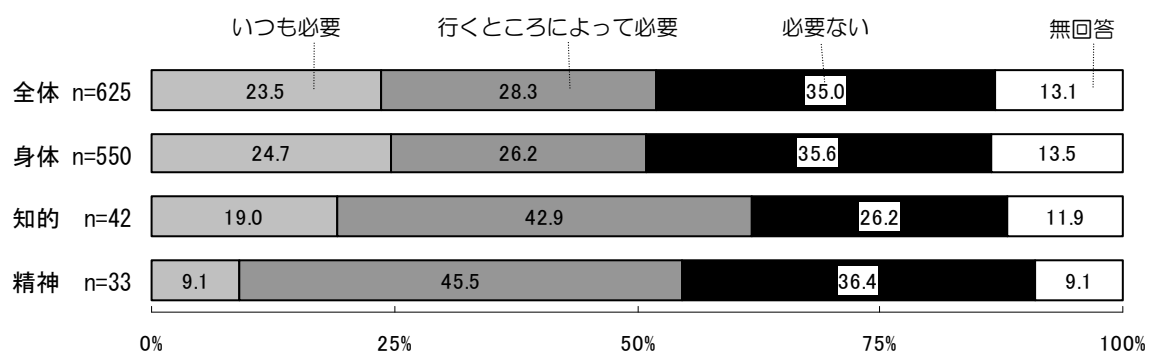
外出の際に困ることは、身体障がい者では「階段の上り下りがむずかしい(エレベーター設備が少ない)」「障がい者専用駐車場が少ない」が各23.6%、知的障がい者では「人とのコミュニケーションがとりにくい」が38.1%、精神障がい者では「交通費等がかかる」が36.4%でそれぞれ最も多くなっています。

図表2-41 外出の際に困ること（全体、障がい別）



外出の際の介助の必要性をみると、身体障がい者では「必要ない」が35.6%、知的障がい者と精神障がい者では「行くところによって必要」がそれぞれ42.9%、45.5%となっており、知的障がい者や精神障がい者で外出支援が必要な人が多くなっています。

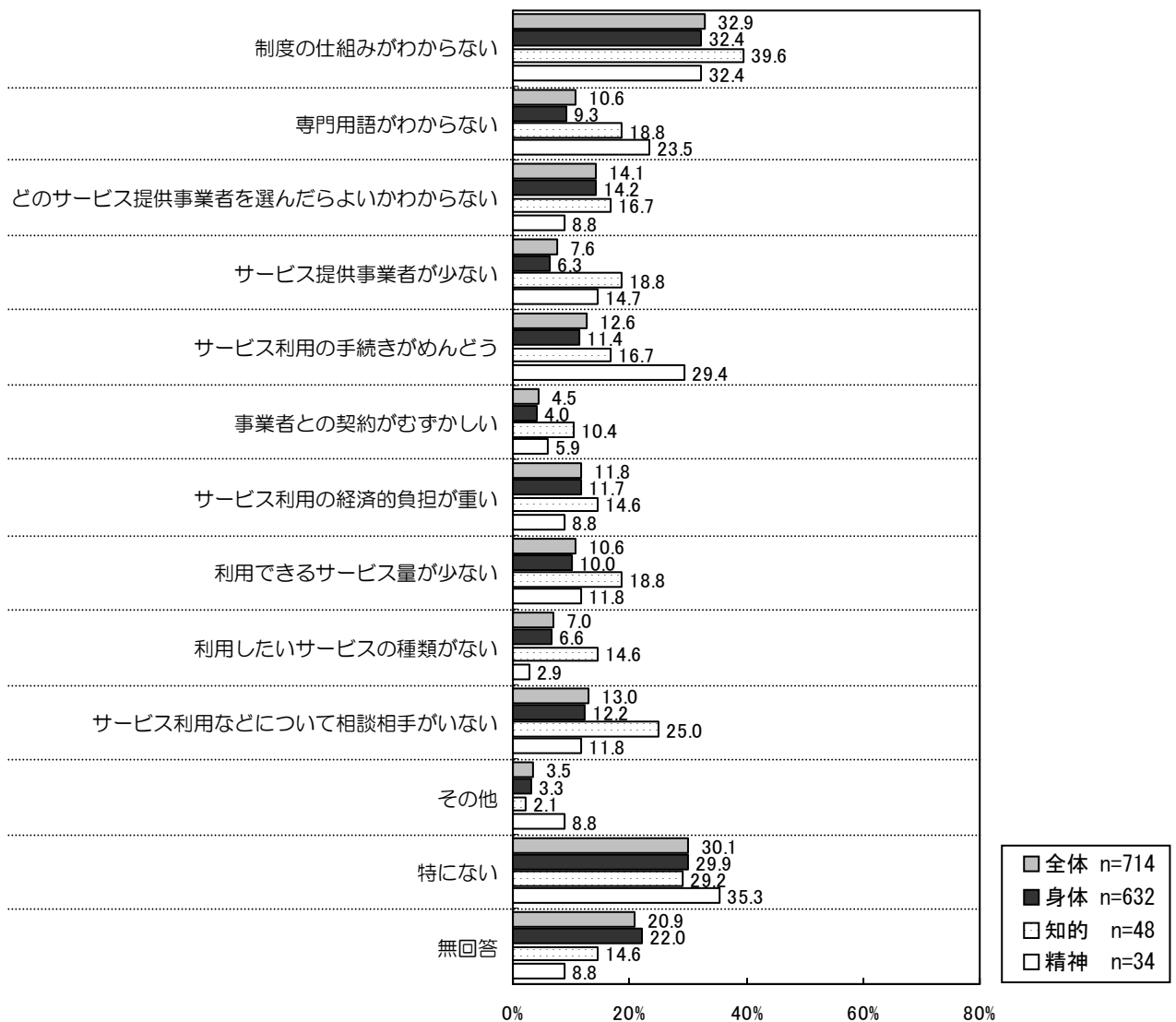
図表2-42 外出の際の介助者の必要性（全体、障がい別）



■福祉サービスの利用について

福祉サービスについて困っていることや心配なことは、各障がい者ともに「制度の仕組みがわからない」が最も多くなっています。その他では、知的障がい者では「サービス利用などについて相談相手がない」が25.0%、精神障がい者では「サービス利用の手続きがめんどう」が29.4%で多くなっています。

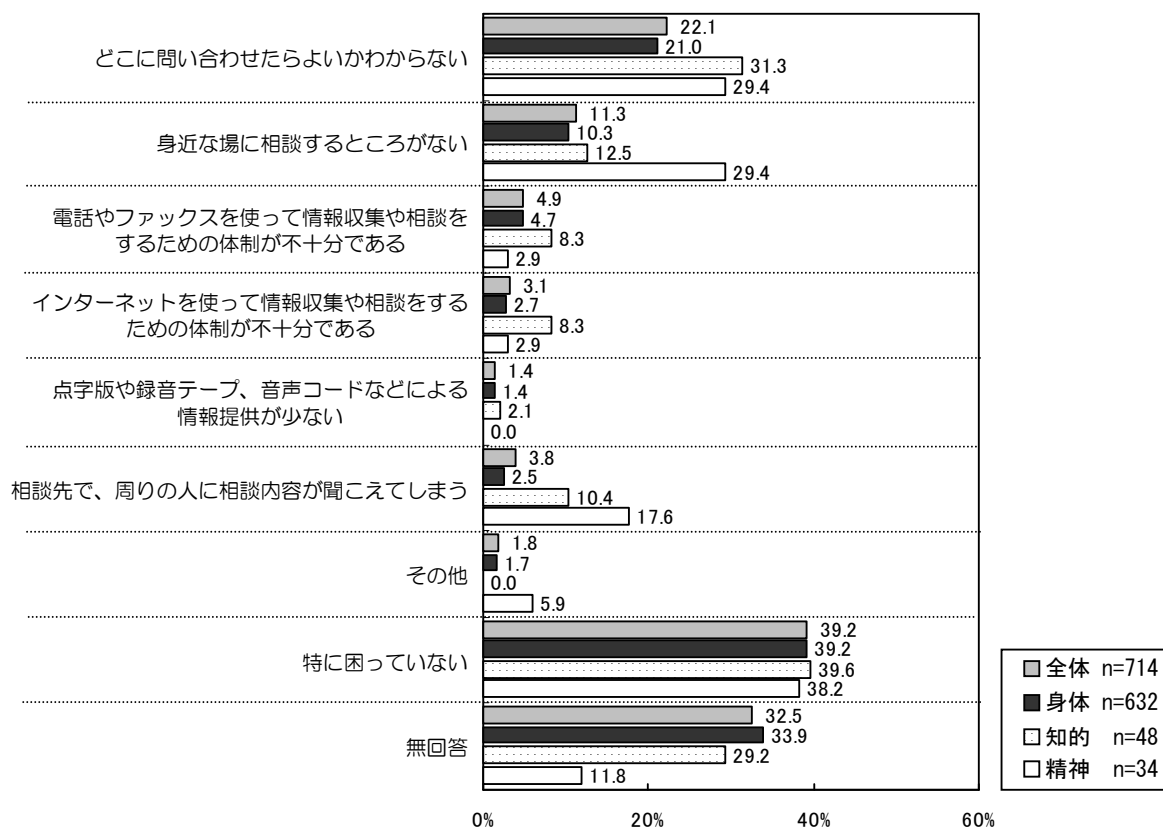
図表2-43 福祉サービスについて困っていることや心配なこと（全体、障がい別）



■情報収集や相談について

情報収集や相談について困ることをみると、各障がい者ともに「どこに問い合わせたらよいかわからない」が最も多くなっているため、相談機関等についての周知を図ることが必要です。

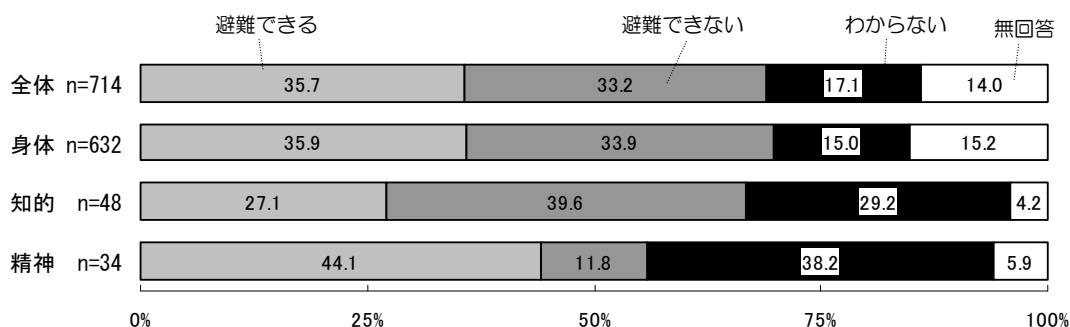
図表2-44 情報収集や相談について困ること（全体、障がい別）



■災害対策について

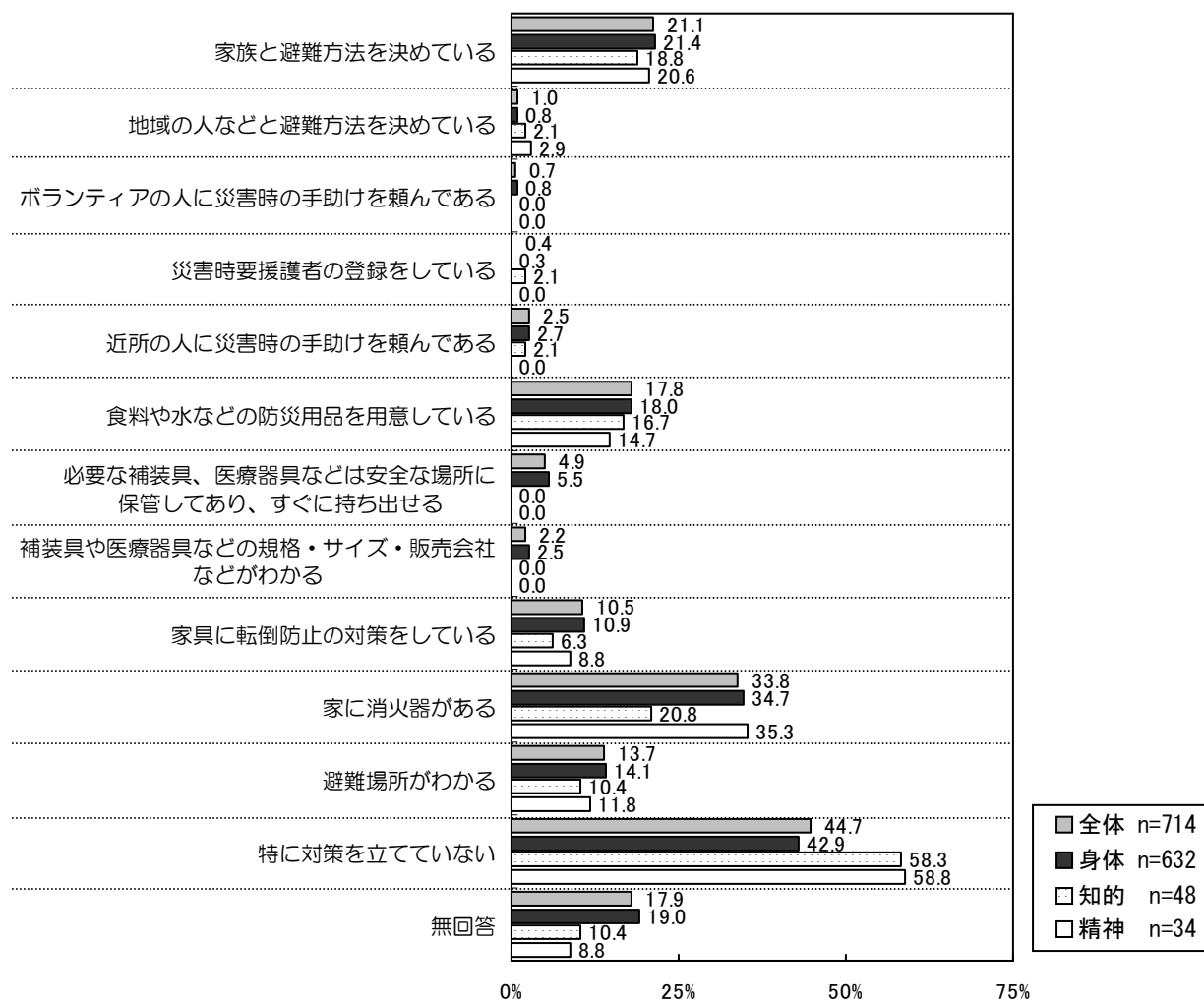
災害時にひとりで避難ができるかについては、全体では「避難できる」が35.7%、「避難できない」が33.2%となっています。障がい別でみると、知的障がい者では「避難できない」が39.6%となっています。

図表2-45 災害時にひとりで避難できるか（全体、障がい別）



災害時の対策については、「家に消火器がある」が33.8%、「家族と避難方法を決めている」が21.1%となっている一方で、「特に対策を立てていない」が44.7%と最も多くなっていることから、災害に対する意識の啓発が必要です。

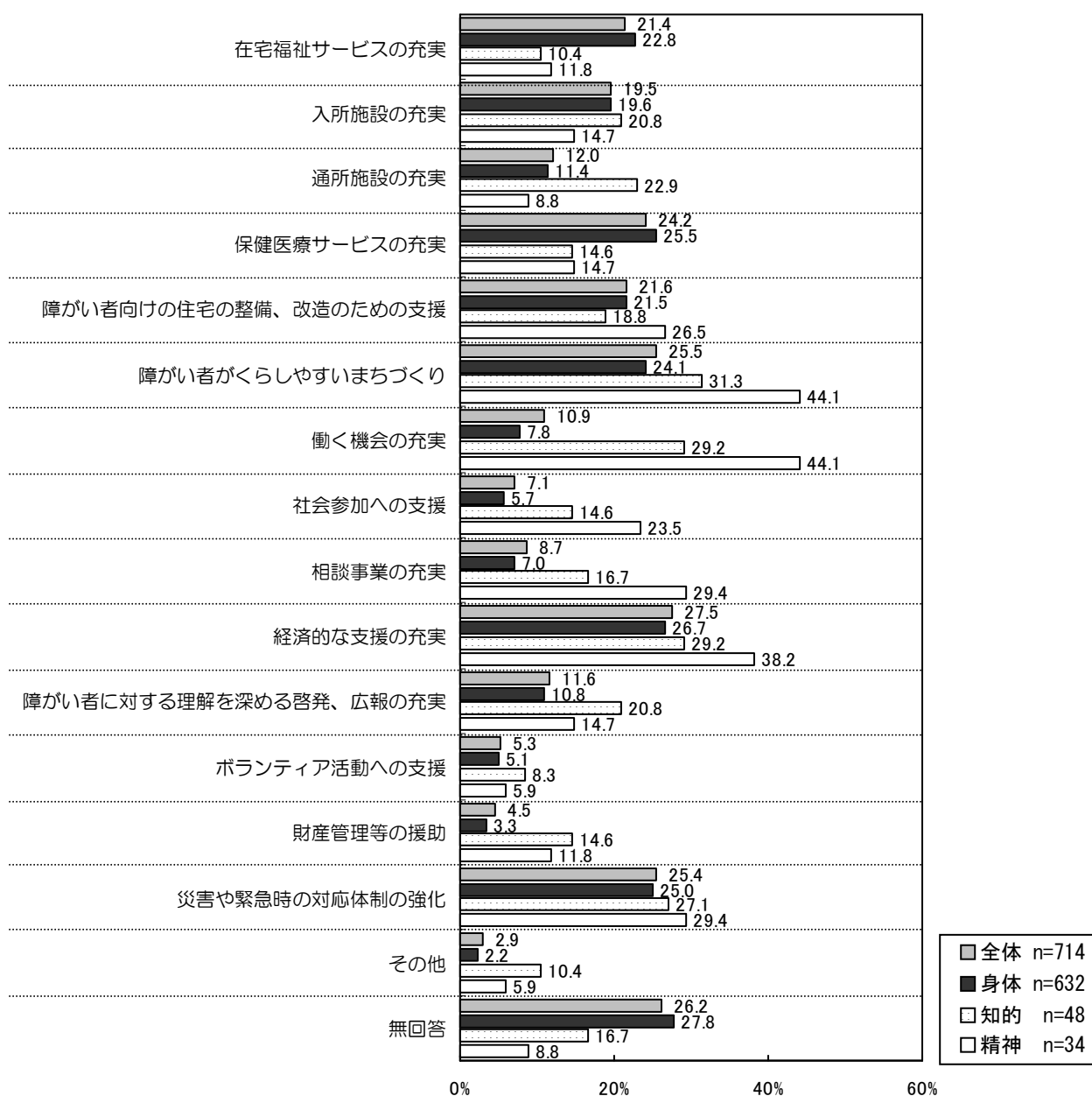
図表2-46 災害時の対策（全体、障がい別）



■障がい者施策全般について

市に力を入れてほしい施策は、身体障がい者では「経済的な支援の充実」が26.7%、知的障がい者では「障がい者がくらしやすいまちづくり」が31.3%、精神障がい者では「障がい者がくらしやすいまちづくり」「働く機会の充実」が各44.1%でそれぞれ最も多くなっています。

図表2-47 市に力を入れてほしい施策（全体、障がい別）



5. 第2期障がい者基本計画及び第3期障がい福祉計画に向けた課題

課題1 障がいに対する理解・啓発の推進と障がい者の自立と社会参加の促進

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、家族の理解を得ることはもちろんのこと、市民に対する理解・啓発を深めることが大切です。

各種行事等を通じて障がい者とふれあう機会を設けることによって、障がい及び障がい者に対する正しい理解と認識を深め、障がい者の自立した日常生活につなげられる体制づくりが必要となっています。

課題2 地域で安心して暮らすための相談支援体制と福祉サービスの充実

障害者自立支援法により、障害福祉サービスは障がい者が自らの意思で必要なサービスを選択し、利用する方向へと転換してきました。障がい者が地域で主体的に社会の一員として生活できるために、いつでも安心して相談できる体制の整備や日中活動の場、在宅福祉サービス、入所施設から地域生活への移行を実現するための住居等、さまざまな福祉サービスの充実が求められています。

課題3 教育・労働・福祉の多分野が連携した総合的な支援体制の整備

障がい者が就労するためには、さまざまな困難が伴います。また、教育機関において、一人ひとりの障がいやニーズに合わせた適切な指導を受けられることが望まれています。

障がい者が持てる力を発揮できる就労場所、教育の環境を整備するためには、福祉関係者だけでなく、学校等の教育関係者や事業所等の労働関係者とも連携し、総合的な支援体制を構築していくことが必要となっています。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

障がい者が持っている能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができる体制づくりはもとより、すべての人が地域で安心して暮らすことのできる社会を実現する努力が必要です。

このため、『障害者基本法』及び『障害者自立支援法』の趣旨を踏まえ、本市がこれからの障がい者施策を推進するために、「障がい者の自立を支援し、ともに暮らせる地域社会づくりを目指す」を基本理念とします。

**障がい者の自立を支援し、
ともに暮らせる地域社会づくりを目指す**

2. 計画の基本目標

基本理念を実現するために、次の7つの基本目標を設定します。

(1) 心のバリアをなくすために

福祉教育等を通じて、障がいに対する理解を深めるための広報・啓発活動の推進に努めます。また、ボランティア活動が促進されるよう、関係団体の支援体制の強化に努めます。

(2) とともに生活できる安心な社会を実現するために

障がいのある方の自立と社会参加を促進するため、『障害者自立支援法』に基づく障害福祉サービスが適切に受けられるよう、計画的に提供体制を整備するとともに、サービスの充実に努めます。

(3) 人にやさしいまちづくりを進めるために

ユニバーサルデザインの観点から住環境施設の整備・改善に努め、生活圏拡大のための移動手段を確保し、社会活動を促進します。

.....

(4) 個性に応じた保育・教育を進めるために

障がいのある子ども達やその家族、学校に対する相談・援助体制の充実を図り、個々の状況に応じた教育環境づくりに努め、福祉、教育等の関係機関が連携し、ニーズに応じた支援を推進します。

(5) 自立や社会参加を進めるために

関係機関との連携を図りながら、福祉的就労はもとより、一般雇用も含め、障がい者の働く意欲を尊重し、就労のための訓練や就労の機会の確保に努めます。

(6) 健やかに暮らすために

健康診査・健康教育・健康相談・訪問指導等の保健事業の推進に努めます。

(7) 情報のバリアをなくすために

障害福祉サービス等の利用を促進するためには、適切な情報提供が必要なので、広報、ホームページ等を活用し、情報発信に努めます。

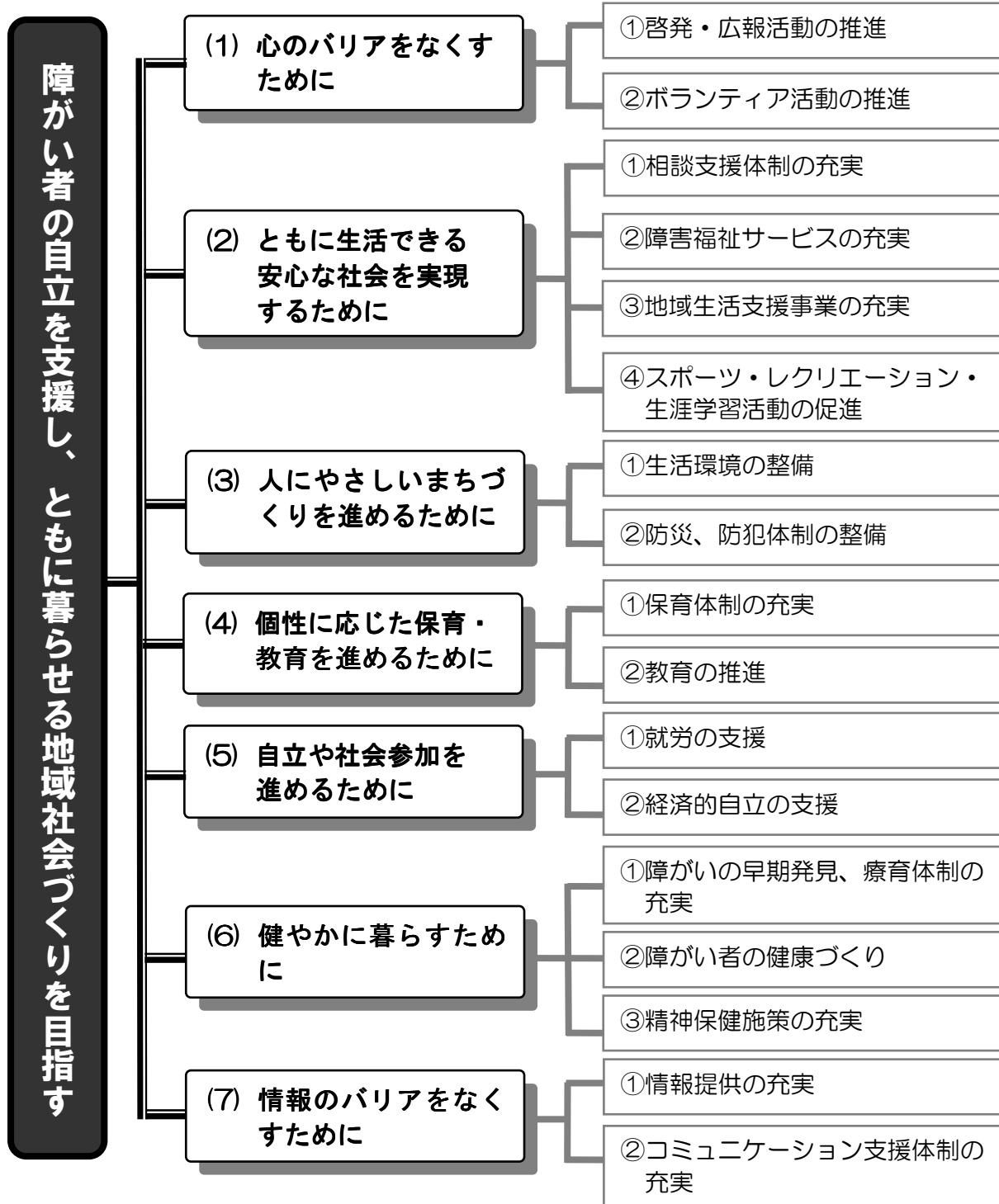


3. 施策の体系

●基本理念

●基本目標

●施策の方向



第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

1. 心のバリアをなくすために

(1) 啓発・広報活動の推進

【現状と課題】

障がい者にとって暮らしやすい地域づくりのためには、市民の理解を深める必要があります。そのために、市民が障がい者と実際に交流できるような機会を設ける等の取り組みを通じて、障がい者の社会参加の促進を図っていくことが必要です。

アンケート調査の結果をみると、今後市に力を入れてほしい施策の中で、知的障がい者の20.8%が「障がい者に対する理解を深める啓発・広報の促進」を挙げています。

今後は、市民講演会やスポーツ大会等のイベント等を通して、市民の障がい者に対する理解の促進を図っていきます。

施策の展開

障がい者の社会参加を妨げる差別や偏見をなくし、すべての市民が互いに尊重しあい、ともに生活する社会を目指して、障がいや障がいのある方についての正しい知識と理解の普及・啓発活動を推進します。

- 市民講演会、スポーツ大会、研修会等の活動を行い、市民の正しい理解の啓発・普及に努めます。
- 障がい者への理解の促進として、障害者週間（12月3日～12月9日）について、市民に対しての周知を行っていきます。
- 職員等への研修を実施し、正しい知識の理解を深め、福祉サービスの向上を図ります。

(2) ボランティア活動の推進

【現状と課題】

障がい者が地域において生き生きと暮らすためには、その活動を支援するボランティア活動が重要です。そのために、ボランティア活動に対する一層の理解が求められるところです。

アンケート調査の結果をみると、今後市に力を入れてほしい施策の中で、「ボランティア活動への支援」が5.3%となっています。

今後も、ボランティア活動の広報啓発等に取り組んでいきます。

施策の展開

○市民のやさしい心を育み、家庭や地域社会においてボランティア活動が促進されるよう、銚田市社会福祉協議会等と連携し、ボランティアの育成や活動支援の充実を図ります。



2. とともに生活できる安心な社会を実現するために

(1) 相談支援体制の充実

【現状と課題】

障がい者が地域で生活する中で起きてくる多様な問題に対応するためには、柔軟に対応することのできる相談支援体制が必要です。

アンケート調査の結果をみると、情報収集や相談について困っていることで、「どこに問い合わせたらよいかわからない」が22.1%と最も多くなっており、相談機関についての周知を図る必要があります。

今後は、相談支援体制の一層の充実を図るとともに、障がい者の権利擁護に努めていきます。

施策の展開

- 身近な相談窓口として、福祉事務所での相談支援や心配ごと相談、民生委員・児童委員に対する相談等、地域に密着した適切な形で、今後とも相談支援体制の整備を図ります。
- サービス提供事業者等との連携を図り、サービスの向上に努めます。
- 障がい者の地域生活を支援するため、個々の状況を把握し、ケアプランの作成等のケアマネジメント事業の導入を推進します。
- 障がい者の権利が不当に侵害されないよう、成年後見制度等の周知、普及に努めます。

(2) 障害福祉サービスの充実

【現状と課題】

障がい者が地域で生活するためには、各種の支援サービスを適切に活用することが重要です。そのためには、支援を必要とする人への適切な情報提供とともに、サービス利用等に関する相談やコーディネート の推進を図ることが必要です。

アンケート調査の結果をみると、福祉サービスについて困っていることや心配なことで、「制度の仕組みがわからない」が32.9%と最も多くなっていることから、制度やサービスの内容についての周知が必要です。

今後は、広報紙等によりサービスについての周知に取り組むとともに、障がい者の多様なニーズに対応できるよう、サービスの質の向上を図っていきます。

施策の展開

○広報紙等による啓発

関係法令の改正等に伴い、情報過疎が生まれないよう広報掲載、パンフレット配布等を行っていきます。

○豊かな在宅生活が送れるように、障がい者の障がいの程度や生活状態にあったサービスの提供に努めます。

○さまざまなライフスタイルに応じたサービスの質と量を確保するため各事業所の確保、拡充に努め、サービスの推進を図ります。

○精神障がい者の相互交流と社会参加を促すため保健所等と連携し、社会復帰の支援を検討します。

○精神障がいについての差別や偏見をなくすため、正しい理解の普及、啓発を図ります。

○サービス提供事業者等との連携でサービスの向上に努めます。

(3) 地域生活支援事業の充実

【現状と課題】

障がい者の地域で自立した生活を促すため、本市では、地域生活支援事業として「成年後見制度利用支援事業」・「コミュニケーション支援事業」・「日常生活用具給付等事業」・「移動支援事業」・「地域活動支援センター」・「日中一時支援事業」を実施しています。

アンケート調査の結果をみると、「日常生活用具給付事業」を利用している人が最も多くなっています。

今後も利用者のニーズを考慮しつつ、引き続き、事業の健全な運営を図っていきます。

施策の展開

○成年後見制度利用事業

知的障がいや精神障がい等によって判断能力が不十分であり、且つ一定の要件に該当する障がい者に対し、成年後見制度の利用に必要な費用を助成します。

○コミュニケーション支援事業

聴覚障がいや言語障がい等により意思疎通を図ることが難しい障がい者に手話通訳者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

○日常生活用具給付等事業

補装具の適切な支給を行うとともに、日常生活用具の適切な給付や情報提供を進め、障がい者の自立や社会参加を促します。

○移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

○地域活動支援センター

日中の創作活動、生産活動、社会との交流の機会の提供を通じ、障がいのある方の自立と、社会参加を促します。

○日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者を日常的に介護している家族に一時的な休息を提供します。

(4) スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進

【現状と課題】

障がい者の自立した生活には、スポーツやレクリエーション等の地域活動を通じた地域との交流の促進も必要となります。

そのために、個人や団体による多様な活動に障がい者が参加していくための支援を行っていきます。

施策の展開

- 障がい者とその家族や地域住民が集まり、スポーツや文化活動を楽しめる各種大会の推進に努めます。
- 障がい者が利用しやすいよう、スポーツ施設、文化施設等公共関連施設のバリアフリー化の推進に努めます。
- 障がい者が、生きがいを持って生活できるよう日中活動の支援や交流の場の確保に努めます。



3. 人にやさしいまちづくりを進めるために

(1) 生活環境の整備

【現状と課題】

障がい者が快適に暮らせる地域を実現するためには、住宅や道路、公共施設等に存在するさまざまなバリア（障壁）を取り除く必要があります。

そのため、関係機関との連携を密にし、市内のバリアフリー化に取り組んでいきます。

施策の展開

- 住み慣れた家で生活が継続できるよう住宅リフォーム費の助成を行います。
- 公共的施設等については、障がい者が安全かつ快適に利用できるよう、施設整備を推進します。
- 障がい者の外出の確保のために、歩道の段差解消や点字ブロックの設置、分かりやすい標識の整備等によるまちづくりを推進します。
- 身体障がい者自動車運転免許取得のための助成や自動車改造費の助成を実施します。



(2) 防災、防犯体制の整備

【現状と課題】

障がい者が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、関係団体及び住民等の連携の上で、防災・防犯体制の確立と強化を図ることが必要です。

アンケート調査の結果をみると、「災害時にひとりで避難できる」と回答した人は全体で35.7%となっていますが、知的障がい者では「避難できない」と回答した人が39.6%と4割近くに上ります。また、災害時の対策についても「特に立てていない」と回答した人が全体で44.7%に上ることから、防災に対する意識づけが必要となります。

また、障がい者が避難場所において必要な支援を受けることができるよう配慮し、心身の健康に影響を及ぼすことがない環境整備を検討する必要があります。

以上の点に基づき、障がい者を含めた市民の防犯・防災意識の向上を図っていきます。

施策の展開

- 障がい者や高齢者が安全で安心して暮らせるよう、地域ぐるみの防災体制づくりを推進します。災害時における情報伝達方法を検討し、避難誘導等の充実を図っていきます。
- 要援護者台帳を精査し、地域における災害弱者の状況を把握することにより、市民の避難・誘導を適切に実施していきます。
- 防災意識の向上を図り、避難所等の周知のため、広報等による情報提供に努めます。

4. 個性に応じた保育・教育を進めるために

(1) 保育体制の充実

【現状と課題】

現在、障がい児保育の現場では、障がいやニーズの多様化に対応できる仕組みの整備・充実が求められています。

本市においても、障がいのある子ども達の受け入れ体制の充実に努めるとともに、多様なニーズに対応できる相談体制等の整備を図っていく必要があります。

施策の展開

- 障がいのある子どもの保育園や幼稚園での受け入れ体制の整備促進に努め、受け入れ可能な体制の拡大を図ります。
- 障がい児保育や障がい児のいる家庭の教育相談体制の充実に努めていきます。
- 育児相談や健康診査等の充実を図り、乳幼児期から学校卒業まで継続した個別の支援計画の策定等を含め、検討してまいります。

(2) 教育の推進

【現状と課題】

現在の障がい児教育では、障がい児の状況や多様な支援ニーズに応じて、適切な教育を提供していくことが求められています。

そのために、障がい児教育に携わる教職員の養成や、教育相談体制の充実を図る必要があります。

施策の展開

- 教職員の研修事業については、関係機関と連携し、充実を図っていきます。
- 教育相談については、障がいのある児童・生徒やその保護者からの利用があり、今後も継続して実施していきます。
- 障がいのある児童・生徒の就学を促進するため、障がいのある児童・生徒が利用しやすい施設・設備の改善、環境整備を推進します。
- 一人ひとりの生徒の特性に応じた適切な進路を支援するため、教育、福祉、労働等の関連部門の連携を強化し、進路指導の充実を図ります。



5. 自立や社会参加を進めるために

(1) 就労の支援

【現状と課題】

障がい者の自立のためには、就労の機会がより拡大されることが必要です。

アンケート調査の結果をみると、現在働いている障がい者は全体で24.4%で、およそ4人に1人が何らかの職に就いている状況です。

今後も、関係機関と連携を取りながら、障がい者が就労しやすい環境づくりに取り組んでいきます。

施策の展開

- ハローワーク等の労働行政機関や養護学校（特別支援学校）等の教育機関とも連携しながら、就労を希望する障がいのある方への支援や事業主への理解促進を図ります。
- 就労機会の支援として、ハローワークと連携を図り、企業等の求人情報を提供し、就労相談に応じます。また、関係機関に働きかけ、適切な求人・求職者情報が提供できるよう、環境づくりに努めます。
- 企業等において障がいを理由とした雇用差別等がないよう、障がい者採用企業等の労働条件の改善を働きかけていきます。

(2) 経済的自立の支援

【現状と課題】

一人で生活していけるだけの収入を得ることは、障がい者が自立する上で最も大切なことです。アンケート調査の結果をみると、主な生活費は「老齢年金」が35.3%と最も多くなっているほか、給与・収入が28.3%となっています。

障がい者の困窮を防ぎ、経済的な自立を支援するために、各種年金や手当についての周知を図るとともに、各種手当の見直しについて検討していく必要があります。

施策の展開

- 各種年金、手当等の制度の周知徹底を図ります。また、それらの制度が活用できるよう相談体制を充実させます。



6. 健やかに暮らすために

(1) 障がいの早期発見、療育体制の充実

【現状と課題】

障がいのある子ども達が健やかな生活を送るためには、健全な母体の育成と高度な周産期に対応できる医療体制及び発達段階に応じた適切な療育体制の整備が必要です。

アンケート調査結果をみると、知的障がい者では「診療所や病院が遠い」が29.2%、「専門的な治療を行う医療機関が近くにない」が25.0%とそれぞれ多くなっています。

障がいの早期発見や療育体制の充実を図るとともに、一般の子ども達との交流を促進していきます。

施策の展開

- 乳幼児の健診を充実させ、早期発見に努めるとともに医療、保健、福祉、教育関係機関との連携を図り、地域一体となった療育システムの確立を図ります。
- 障がいの原因となる疾病の予防と治療のために、周産期の健康管理、健康教育の充実を図ります。
- 乳幼児健康診査、基本健康診査、その他の各種健診等により、疾病の早期発見に努めるとともに、医療や経過観察が必要とされた方への事後指導の充実を図ります。

(2) 障がい者の健康づくり

【現状と課題】

障がい者が地域で生活していくためには、継続したリハビリテーションと連携した在宅医療による健康の維持が必須となります。また、障がいの種類や程度によっては医療依存度が高くなるため、医療費の助成等の経済的な支援も必要です。

医療を必要とする障がい者のニーズに合った医療を提供できるように、関係機関と連携を取りながら、医療費の助成や健康等に関する知識の普及啓発に努めていきます。

施策の展開

- 障がいの原因となる疾病の予防啓発を行います。また、障害を理由に増大する医療費の経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行います。
- 既存の障がい（一次障がい）から生じる合併症や日常生活能力の低下（二次障がい）を生み出さないために、適切な治療やリハビリテーション、生活、労働の環境についての正しい知識の普及を図り、環境の整備に努めます。
- 医療圏を踏まえ、市民の医療を受けるための相談窓口を充実させ、保健・医療・福祉の関係機関の連携を図っていきます。

(3) 精神保健施策の充実

【現状と課題】

精神障がい者の支援のためには、総合的なリハビリ体制の整備とともに、病気に関する相談支援体制を充実させる必要があります。また、精神障がい者の35.3%が「専門的な治療を行う医療機関が近くにない」と回答していることから、積極的な訪問による支援も必要です。

施策の展開

- 医療機関をはじめとした関係機関との相談支援等を充実し、病気に対するサポート体制の構築を図るとともに医師の確保に努めます。
- 保健師等による訪問指導を積極的に行い、精神障がい者に対する支援を引き続き実施していきます。
- 精神保健の知識啓発に努め偏見がなくなるよう努めます。



7. 情報のバリアをなくすために

(1) 情報提供の充実

【現状と課題】

障がい者が自立した生活を送るためには、サービスや制度についての適切な情報が必要です。

そのため、障がい者に情報を分かりやすい形で提供できるように、情報の発信方法等を工夫していく必要があります。

施策の展開

- 障がい者の社会参加に役立つ各種情報の提供に努めます。
- 障がい福祉の制度内容をわかりやすく説明した「福祉のしおり」を配布して、事業・制度の周知を図ります。
- 視覚障がい者が情報等の入手を容易にできるよう情報の提供方法を工夫し、必要な情報が行き渡るよう支援していきます。

(2) コミュニケーション支援体制の充実

【現状と課題】

視覚・聴覚障がいのある方の自立を促進するためには、サービスの提供によるコミュニケーションの補完が求められます。

そのために、手話通訳者派遣事業等を活用し、コミュニケーションが困難な障がい者が適切な情報を手に入れられるように支援していくことが必要です。

施策の展開

- 個人や団体からの要請に応じて、手話通訳者や要約筆記者等を派遣し、コミュニケーション補完の支援に努めます。
- 視覚障がいや聴覚障がい等により、情報の取得が困難な人が、日常生活の中での確に情報提供を受けられるよう事業の充実を図ります。

第5章

サービスの見込量と確保の方策

第5章 サービス等の見込量と確保の方策

1. 平成26年度に向けた目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行に関する国の考え方は、平成17年10月1日時点の施設入所者数を平成26年度末までに1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定するものとしています。

これに沿って、本市における施設から地域生活へ移行する人の数値目標を、次のように設定します。

【目標値の設定】

図表5-1 施設入所者の地域生活への移行目標

項目	目標数値	考え方
平成17年10月1日時点の入所者数（A）	97人	平成17年10月1日の施設入所者数
平成26年度末の入所者数（B）	87人	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込（A-B）	10人 (10.3%)	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	10人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行した者の数

【地域生活への移行に向けた取り組み】

施設入所者の地域生活移行を進めるために、グループホームやケアホーム、一般住宅等の居住の場を確保するとともに、相談支援事業等を利用しながら、地域生活へスムーズに移行できるような支援体制を整備します。また、地域生活へ移行した後も、希望や特性に合った日中活動ができるように、障害福祉サービスの充実や地域にある資源の活用を図ります。

(2) 退院可能な精神障がい者の地域生活への移行

退院可能精神障がい者の今後の地域移行者数に関する国の考え方は、平成17年10月1日時点の病院からの退院者数を平成26年度末までに削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定するものとしています。

これに沿って、本市における平成26年度末までの退院可能精神障がい者数の数値目標を、次のとおり設定します。

【目標値の設定】

図表5-2 退院可能精神障がい者の地域生活への移行目標

項 目	数 値	備 考
現在の退院可能精神障がい者数	9人	現在の退院可能精神障がい者数
【目標値】 退院者数	9人	上記のうち、平成26年度末までに退院を目指す数

【精神障がい者の退院促進に向けた取り組み】

退院後も自立した地域生活を継続できるよう、病院に入院している精神障がい者のうち、病状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院可能である人に対して、国や県の実施する「精神障害者地域移行支援・地域定着支援事業」等とも連携しながら、退院後の地域生活に必要な訓練を入院中から行い、地域生活に円滑に移行できるよう支援体制の整備を図ります。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行に関する国の考え方は、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定するものとしています。

これに沿って、本市における福祉施設から一般就労へ移行する人の数値目標を、次のように設定します。

【目標値の設定】

図表5-3 福祉施設から一般就労への移行目標

項 目	数 値	備 考
平成17年度の 一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、 一般就労した者の数
【目標値】平成26年度の 一般就労移行者数	4人	平成26年度において福祉施設を退所し、 一般就労する者の数

【一般就労を促進するための取り組み】

障がい者の一般就労を促進するため、就労に関する情報提供や相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓による就労の場の確保とともに、企業に対する障がい者雇用への理解を進め、障がい者の働ける場の拡充と就労の定着を促進する仕組みを構築します。

(4) 就労移行支援事業の利用人数

就労移行支援事業の利用人数に関する国の考え方は、平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定するものとしています。

これに沿って、本市における就労移行支援事業の利用人数の数値目標を、次のように設定します。

【目標値の設定】

図表5-4 就労移行支援事業の利用人数の目標

項目	数値	備考
平成26年度末の福祉施設利用人数	87人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】平成26年度末の就労移行支援事業の利用人数	18人 (20.7%)	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

【就労移行支援事業の利用を促進するための取り組み】

就労移行支援事業の利用を促進するため、一般就労等への移行に向けた訓練を充実させるとともに、企業等における作業や実習機会の提供、適性に合った職場探し、就職後の職場定着支援等により、就労移行支援事業所と企業、相談機関等が連携した就労移行の仕組みを整備します。

(5) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

就労継続支援（A型）事業の利用者の割合に関する国の考え方は、平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割が就労継続支援（A型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定するものとしています。

これに沿って、本市における就労継続支援（A型）事業の利用者割合の数値目標を、次のように設定します。

【目標値の設定】

図表5-5 就労継続支援（A型）事業の利用人数の目標

項目	数値	備考
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者（A）	9人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者	21人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者（B）	30人	平成26年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する者の数
【目標値】平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（A）/（B）	30%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合

【就労継続支援事業の利用を促進するための取り組み】

就労継続支援事業の利用を促進するため、障がい者の適性や能力を發揮できるような作業を充実させるとともに、事業所が利用者の自立支援や就労支援に対する意識を高め、障がい者の働く場としての環境整備を進めていきます。

2. 訪問系サービスの見込量と確保の方策

(1) 訪問系サービスの見込量

利用実績をみると、利用量及び利用人数はいずれも増加傾向にあることから、その伸び率に基づき、見込量を設定します。

① 居宅介護（ホームヘルプサービス）

「居宅介護」（ホームヘルプサービス）は、障害程度区分が区分1以上（児童にあってはこれに相当する状態）の人が対象となり、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、通院時における介助等、生活全般に渡る援助を行うものです。

② 重度訪問介護

「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護を総合的に行うものです。

③ 同行援護

「同行援護」は、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出先における移動中に必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を行うものです。

④ 行動援護

「行動援護」は、知的障がいや精神障がいのために行動上著しい困難を有した常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動する際に必要な援助を行うものです。

⑤ 重度障害者等包括支援

「重度障害者等包括支援」は、常時介護を要する障害程度区分が区分6の人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人に対して、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供するものです。

図表5-6 訪問系サービスの見込量

単位：時間/月、人/月

訪問系サービス	第2期実績値			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第2期見込時間数	1,090	1,144	1,168	-	-	-
第2期実績時間数 第3期見込時間数	852	780	1,006	1,061	1,089	1,166
第2期実績利用人数 第3期見込利用人数	38	38	42	47	49	52

図表5-7 同行援護の見込量

単位：人/月

同行援護	第3期見込量		
	平成24年度	平成24年度	平成24年度
利用者数	10	10	10

※現行の移動支援事業利用者のうち、対象となる視覚障がい者数

(2) 訪問系サービスの確保の方策

障がい者が安心して在宅生活を送れるよう、今後増大が見込まれるサービス量について、サービス提供事業所が必要なサービス量を確保できるよう連絡・連携体制を強化し、状況によっては定期的な協議の場も検討します。

また、さまざまな障がいの特性に配慮したサービスの提供が行われるよう、事業所と連携しながら、サービス提供者の資質の向上にも取り組みます。

3. 日中活動系サービスの見込量と確保の方策

(1) 日中活動系サービスの見込量

① 生活介護

「生活介護」は、常に介護が必要な人に、主に日中において、入浴、排せつ、食事等の介護や、創作的な活動、生産活動等の機会を提供するものであり、障害程度区分が区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）の人が対象となります。（障がい者支援施設に入所する場合は区分4以上、50歳以上の場合は区分3以上の人が対象）

生活介護の利用状況をみると、平成21年度以降、実績サービス量・実績利用人数ともに大幅に増加しています。今後も、新規利用者が見込まれること等を考慮して、見込量を設定します。

図表5-8 生活介護の見込量

単位：人日/月、人/月

生活介護	第2期実績値			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第2期見込サービス量	1,528	1,747	1,965	-	-	-
第2期実績サービス量 第3期見込サービス量	1,518	2,102	2,342	2,388	2,487	2,587
第2期実績利用人数 第3期見込利用人数	70	100	116	120	125	130

② 自立訓練（機能訓練）

「自立訓練（機能訓練）」は、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・回復等の支援を行うものです。国立身体障害者リハビリテーションセンター等において機能訓練を受ける利用者があることを想定し、見込量を設定します。

図表5-9 自立訓練（機能訓練）の見込量

単位：人日／月、人／月

自立訓練(機能訓練)	第2期実績値			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第2期見込サービス量	23	45	45	-	-	-
第2期実績サービス量 第3期見込サービス量	20	20	18	20	20	20
第2期実績利用人数 第3期見込利用人数	1	1	1	1	1	1

③ 自立訓練（生活訓練）

「自立訓練（生活訓練）」は、知的障がい者や精神障がい者に、自立した日常生活を営むために必要な、入浴、排せつ、食事等に関する訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行うものです。日中に訓練を受けるものと、居住の場における生活能力等の訓練を行う「宿泊型自立訓練」があります。

自立訓練（生活訓練）の利用状況をみると、年により変動がありますが、一定の人数が見込まれることを考慮して、見込量を設定します。

図表5-10 自立訓練（生活訓練）の見込量

単位：人日／月、人／月

自立訓練(生活訓練)	第2期実績値			第3期見込量		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度 (見込)	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
第2期見込サービス量	210	240	275	-	-	-
第2期実績サービス量 第3期見込サービス量	117	77	61	66	66	66
第2期実績利用人数 第3期見込利用人数	7	5	3	3	3	3

④ 就労移行支援

「就労移行支援」は、就労を希望する65歳未満の障がい者を対象に、定められた期間において、生産活動、職場体験等の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上等の訓練、求職活動の支援、職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行うものです。

就労移行支援の利用状況をみると、実績サービス量・実績利用人数ともに増加しており、平成24年度以降も利用人数の増加が見込まれることを考慮して、見込量を設定します。

図表5-11 就労移行支援の見込量

単位：人日/月、人/月

就労移行支援	第2期実績値			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第2期見込サービス量	132	132	132	-	-	-
第2期実績サービス量 第3期見込サービス量	154	244	384	420	460	500
第2期実績利用人数 第3期見込利用人数	7	12	19	21	23	25

⑤ 就労継続支援（A型）

「就労継続支援（A型）」は、企業等に就労することが困難な障がい者で継続して就労することが可能な人に、原則雇用契約に基づいた工賃を得ながら、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うものです。

就労継続支援（A型）の利用状況をみると、実績サービス量は横ばいであるため、以下のように見込量を設定します。

図表5-12 就労継続支援（A型）の見込量

単位：人日／月、人／月

就労継続支援（A型）	第2期実績値			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第2期見込サービス量	92	115	138	-	-	-
第2期実績サービス量 第3期見込サービス量	23	23	20	23	23	23
第2期実績利用人数 第3期見込利用人数	1	1	1	1	1	1

⑥ 就労継続支援（B型）

「就労継続支援（B型）」は、年齢、心身の状態等の理由で、企業等に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。

就労継続支援（B型）の利用状況をみると、第2期期間中に実績サービス量・実績利用人数ともに増加傾向を示しています。利用者の増加する割合やサービス提供事業所の意向を考慮して、見込量を設定します。

図表5-13 就労継続支援（B型）の見込量

単位：人日／月、人／月

就労継続支援（B型）	第2期実績値			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第2期見込サービス量	154	154	220	-	-	-
第2期実績サービス量 第3期見込サービス量	151	248	460	456	475	494
第2期実績利用人数 第3期見込利用人数	10	12	24	24	25	26

⑦ 療養介護

「療養介護」は、医療を要する障がい者で常時介護を要し、主として昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行うものであり、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行う障害程度区分が区分6の人、筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で障害程度区分が区分5以上の人が対象となります。

利用者については、以下のように見込量を設定します。

図表5-14 療養介護の見込量

単位：人日／月、人／月

療養介護	第2期実績値			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第2期見込サービス量	22	22	22	-	-	-
第2期実績サービス量 第3期見込サービス量	0	0	0	88	88	88
第2期実績利用人数 第3期見込利用人数	0	0	0	4	4	4

⑧ 短期入所（ショートステイ）

「短期入所（ショートステイ）」は、居宅において、その介護を行う人の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者に、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行うものです。

短期入所（ショートステイ）の利用状況をみると、実績サービス量・実績利用人数ともに増加する傾向にあります。今後も利用が増加することや、サービス提供事業所の意向を考慮して、見込量を設定します。

図表5-15 短期入所（ショートステイ）の見込量

単位：人日/月、人/月

短期入所 （ショートステイ）	第2期実績値			第3期見込量		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度 （見込）	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
第2期見込サービス量	125	125	125	-	-	-
第2期実績サービス量 第3期見込サービス量	119	226	203	222	245	257
第2期実績利用人数 第3期見込利用人数	11	13	18	19	21	22

(2) 日中活動系サービスの確保の方策

平成24年4月から、第3期計画の実施と同時に、障害福祉サービス事業所は全て新体系に移行してサービスが提供されることとなります。また、特別支援学校や退院可能な精神障がい者等の新規増が見込まれます。これらを考慮し、ニーズを的確に把握した上で、効率的かつ効果的に必要なサービス量を確保することが重要です。

そのためには、適切に利用者のニーズを把握し、各事業所との連携体制をさらに充実させ、近隣市町村とも協力し合いながら市の枠を超えて利用しやすい環境づくりに配慮し、利用者が必要とするサービスを適正な量で提供できるよう取り組みます。

4. 居住系サービスの見込量と確保の方策

(1) 居住系サービスの見込量

① 共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）

「共同生活介護（ケアホーム）」は、障害程度区分が区分2以上の障がいのある方に、共同生活を営むべき住居において、主に夜間、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、就労先その他関係機関との連絡といった、日常生活上の支援を行うものです。

また、「共同生活援助（グループホーム）」は、障がいのある方に、共同生活を営むべき住居において、主に夜間、相談その他の日常生活上の援助を行うものです。

今後の施設入所者からの移行や新規利用のニーズ、事業所の意向を考慮して、見込量を設定します。

図表5-16 共同生活介護・共同生活援助の見込量

単位：人／月

共同生活介護 共同生活援助	第2期実績値			第3期見込量		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度 (見込)	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
第2期見込サービス量	26	30	34	-	-	-
第2期実績サービス量 第3期見込サービス量	27	34	39	45	51	57

③ 施設入所支援

「施設入所支援」は、施設に入所する必要がある障がい者に、主に夜間、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他日常生活上の支援を行うものです。

平成24年度から旧法施設入所が新体系へ全面的に移行することや、ケアホームへの地域移行を考慮して、見込量を設定します。

図表5-17 施設入所支援の見込量

単位：人／月

施設入所支援 (旧法施設入所を含む)	第2期実績値			第3期見込量		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度 (見込)	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
第2期見込サービス量	98	97	95	-	-	-
第2期実績サービス量 第3期見込サービス量	101	100	95	93	91	89

(2) 居住系サービスの確保の方策

地域での生活を望む障がい者に対して、ケアホームやグループホームは重要な社会資源のひとつです。地域住民との交流を図りながら、適切な日常生活上の援護や自立生活への助長が図れるよう支援するとともに、地域のバランスを考慮しながら事業への新規参入を促進します。

5. 相談支援サービスの見込量と確保の方策

(1) 相談支援サービスの見込量

サービス利用計画については、平成24年度からの支給決定プロセスの見直しに伴い、計画相談支援として障害福祉サービスを利用する全ての障がい者が対象となります。

また、施設・精神科病院に入所・入院している障がい者が地域生活に移行するための地域移行支援や、さらに地域生活を継続するための地域定着支援が、新たな相談支援サービスとして加わりました。

今後、さまざまな支援を必要とする障がい者に対する利用ニーズの増加が予想され、利用者は第3期計画の期間で大幅に拡大すると見込まれます。

図表5-18 サービス利用計画利用者の見込量

単位：人／月

サービス利用計画	第2期実績値			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第2期見込利用人数	1	1	1	-	-	-
第2期実績利用人数	0	0	0	-	-	-

図表5-19 計画相談支援利用者の見込量

単位：人／月

計画相談支援	第2期実績値			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込利用人数	-	-	-	180	240	300

図表5-20 地域移行支援利用者の見込量

単位：人/月

地域移行支援	第2期実績値			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込利用人数	-	-	-	3	3	3

図表5-21 地域定着支援利用者の見込量

単位：人/月

地域定着支援	第2期実績値			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期見込利用人数	-	-	-	1	1	1

(2) 指定相談支援事業の確保の方策

相談支援事業所ができる限り障がい者の身近で利用できる場所にあり、気軽に相談できるような環境を作ることや、利用者個々の状況に応じた適切なケアマネジメントの実施やモニタリングができるよう、相談支援専門員の養成や体制の充実を図ります。



6. 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

地域生活支援事業の見込量については、各利用実績に基づき、見込量を設定します。

(1) 相談支援事業

「相談支援事業」は、障がい者及び家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行うものです。

第3期計画では、引き続きこれらの事業を継続するとともに、広域的な課題に対応するため、県及び近隣自治体との連携をさらに強化し、障がい者及び家族からの相談への対応や、積極的な周知による事業の有効な活用に努めます。

図表5-22 相談支援事業の見込量

単位：か所

相談支援事業	第2期実績値			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	2	2	2	2	2	2

(2) コミュニケーション支援事業

「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」の利用実績は、増加しております。聴覚障がいや音声・言語機能障がい等により情報の取得が困難な人が、日常生活の中での的確に情報提供を受けられるよう、引き続き事業の充実を図ります。

図表5-23 コミュニケーション支援事業の見込量

単位：人/月

コミュニケーション支援事業	第2期実績値			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用人数	13	18	20	22	24	26

(3) 日常生活用具給付等事業

「日常生活用具給付等事業」は、「排泄管理支援用具」の利用実績が多く、引き続き利用の増加が見込まれます。在宅の重度障がい者の日常生活の便宜を図るため、今後も制度の周知を図りながら一層の利用促進に努めます。

図表5-24 日常生活用具給付等事業の見込量

単位：件／月

日常生活用具給付等事業	第2期実績値			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護・訓練支援用具	3	4	5	6	7	8
自立生活支援用具	6	7	5	6	7	8
在宅療養等支援用具	3	3	10	10	12	14
情報・意思疎通支援用具	4	6	10	10	12	14
排泄管理支援用具	652	798	850	880	900	920
居宅生活動作補助用具	0	0	4	4	4	4

(4) 移動支援事業

「移動支援事業」は、障がい者にとって社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に、移動介護を行うものです。

利用実績は安定しています。見込量は平成24年度から障害福祉サービスによる「同行援護」が実施されることを考慮して定め、障がい者が積極的に社会に参画できる手段として、利用者の状況に応じた柔軟な形態で実施すること等を含めて、引き続き移動支援の充実に努めます。

図表5-25 移動支援事業の見込量

単位：人／月、時間／月

移動支援事業	第2期実績値			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用人数	16	18	15	15	13	10
延べ利用時間数	682	573	500	500	430	330

(5) 地域活動支援センター

「地域活動支援センター」は、障がい者を対象に、創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じて柔軟に事業を実施するものです。障がい者の地域生活の場、社会参加の場として認知が進んだことを背景に、利用実績は安定しています。引き続き、事業の確保を図ります。

図表5-26 地域活動支援センターの見込量

単位：人／月

地域活動支援センター	第2期実績値			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数	24	32	35	38	40	42

(6) その他の事業

その他の事業として、「日中一時支援事業」「自動車改造費用助成事業」を実施し、以下のとおり見込量を定めます。

図表5-27 その他の事業の見込量

単位：人／月

その他の事業	第2期実績値			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業 実利用人数	17	14	20	22	24	26
自動車改造費用助成事業 実利用人数	0	2	2	2	2	2

第6章

計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1. 市民参画による施策の推進

地域における福祉を充実させるため、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア、当事者団体、障がい者支援団体、社会福祉協議会等の関係者及び関係機関と連携に努め、当事者のニーズを反映した施策の推進にあたります。

2. 関係機関における連携

障がい者に関する各種施策の展開については、福祉・保健・医療・教育をはじめ、庁内の関係各課との連携を図りつつ、より効果的・効率的なサービスの提供に努めます。

また、広域的に対応すべき施策については、国・県及び他市との密接な連携を図りながら、施策を推進します。

3. 計画推進のための協議会の設置

本計画の施策やサービスの実効性を高め円滑な推進を図るために、「鉾田市地域自立支援協議会」を設置し、計画の進捗状況等の評価及び課題事項の検討等を行います。

4. 財源の確保と適正な受益者負担

現状のサービス内容の見直しを常に行って、適正な受益者負担に配慮するとともに、限りある人員と財源を適切に配分し、優先順位や事業効果、必要性について十分に検討の上実施します。

資料編



資料編

1. 用語解説

「あ」行

●ICT（情報通信技術）

Information and Communication Technologyの略称で、情報・通信に関連する技術一般の総称でもある。従来ひんぱんに用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられるもので、「IT」に替わる表現として日本でも定着しつつある。

●ADHD（注意欠陥／多動性障がい）

Attention Deficit / Hyperactivity Disorderの略称。発達障がい的一种で、「物事に集中することができず、忘れ物が多い」、「落ち着きがなく、じっとしていることができない」、「思いついた行動を唐突に行う、順番を待てない」等の症状により、社会的な活動や学業の機能に支障を来す行動障がい。

●LD（学習障がい）

Learning Disabilitiesの略称。基本的に知的発達に遅れはないものの、読む・書く・計算する等の能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障がい。主な症状として、「文字を習っても理解できず、読むことができない」、「他人の話を聞くことができるが、うまく話ができない」等が挙げられる。

「か」行

●共生社会

障がい者も健常者も含め、全ての人々が対等な立場でお互いを尊重し、支え合ってともに生きていく社会。

●筋萎縮性側索硬化症（ALS）

身体を動かす筋肉を司る神経（運動ニューロン）が侵されることにより、筋肉の委縮や筋力低下が起こる疾患で、国が認定する難病の一種。手足・のど・舌の筋肉や呼吸に障がいが見れる一方、体の感覚や知能、視力や聴力、内臓機能等は比較的保たれる。

●筋ジストロフィー

骨格筋の変性・壊死を病原とし、進行性の筋肉の委縮や筋力の低下を起こす遺伝性の疾患。原因としては、筋肉そのものに原因がある場合（筋原性）のほか、筋肉に異常はないが筋肉に脳からの命令を伝える運動神経系に異常があって、筋肉が働けなくなり、筋萎縮を来す場合（神経原性筋萎縮症）がある。

●ケアマネジメント

障がいのある人の地域における生活を支援するために、サービス利用者の保健・医療・福祉に渡る幅広いニーズと、さまざまな地域の社会資源によって提供される複数のサービスを適切に結びつけるとともに、その間の調整を図り、総合的かつ継続的なサービス提供体制を確保すること。

●高機能自閉症

自閉症（「さ行・自閉症」の項を参照）のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

「さ」行

●自閉症

発達障がい的一种で、他人とのコミュニケーション能力や言語の発達等に困難を生じることや、興味や関心を向ける範囲が狭く、特定のものに強いこだわりを持つことを主な特徴とする行動の障がい。主な原因として、先天性の脳機能障がいや多数の遺伝的因子が考えられている。

●重症心身障がい

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がい。

●職場適応援助者（ジョブコーチ）

障がいのある人が職場に適応できるよう、職場に直接出向いて支援を行うとともに、事業者に対して障がいのある人が職場に適応するために必要な助言を行う等の直接支援を行う専門職員。

●自立支援協議会

『障害者自立支援法』に基づく組織で、障がいのある人がニーズに合わせて適切にサービスを提供できるようにするため、地域における障がい福祉の関係者や行政等による連携及び支援体制について話し合うことを主な目的とする。

●成年後見制度

障がいや認知症等のため判断能力が不十分な人に対して、裁判所の裁定に基づき、成年後見人が契約や財産管理、身上監護等の法律行為全般を行い、社会制度の中で不利益を被らないように支援する制度。

「た」行

●てんかん

脳細胞のネットワークに起きる異常な神経活動によって引き起こされる病気で、全身や体の一部のけいれん、意識の喪失、幻覚等の症状がみられる。

●特別支援学校

障がいのある児童・生徒一人ひとりに対して、教育的なニーズに応じた支援を行う学校。地域の幼稚園や、小・中・高等学校に在籍する障がいのある児童・生徒の教育についての助言等を行う「センター的機能」も担う。

「な」行

●日常生活用具

障がいのある人の日常生活の便宜を図るための用具。特殊寝台、特殊マット、ストーマ（人工肛門及び人口膀胱）等が該当する。

●ノーマライゼーション

障がい者、高齢者等の社会的・福祉的な支援を必要とする人を差別化することなく、すべての人が社会の一員として自然に共生できるような社会基盤を整えていこうとする考え方のこと。

「は」行

●発達障がい

先天的な諸要因によって、主に低年齢の時期にかけてその特性が現れ始める発達遅延。しばしば精神・知能的な障がいや身体的な障がいを伴う。

『発達障害者支援法』では、発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）」等と定義している。

◇アスペルガー症候群…自閉症の一種。知能と言語の発達は保たれているが、対人関係やコミュニケーション面での障がいや、行動と興味の範囲が限られること等の特徴がみられる。

◇広汎性発達障がい…自閉症とアスペルガー症候群等の自閉症に近い特徴を持つ発達障がいの総称。

●バリアフリー

障がい者や高齢者等が、移動したり、施設を利用したりする上でバリア（障壁）となるものを取り除くことで生活しやすくしようとする考え方。社会的・制度的・心理的なバリアを取り除くという意味でも用いられる。

●法定雇用率

『障害者の雇用の促進等に関する法律』に基づいて、一定数以上の職員を雇用している民間企業及び国、地方公共団体等に対して定められた障がい者の雇用割合。民間企業（常用労働者数56人以上）は1.8%、国、地方公共団体（職員数48人以上）は2.1%と定められている。

「ま」行

●民生委員・児童委員

『民生委員法』及び『児童福祉法』に基づく、厚生労働大臣から委嘱された民間の奉仕者（身分は非常勤の特別公務員）。福祉事務所や児童相談所等の業務に協力しつつ、担当区域における生活上の相談や支援を行うことを主な役割とする。

●モニタリング

ケアマネジメントの過程の一つで、障がい者に対する支援が当初の計画に基づいて実施されているかどうかを確認すること。「新たなニーズが生じていないか」、「計画どおりのスケジュールでサービスが提供されているか」、「サービスの内容が質的に変化していないか」、「利用者が満足しているか」等の観点から評価を行い、必要に応じて、ニーズの再把握や新たなケア計画の作成を行う。

「や」行

●ユニバーサルデザイン

「障がいの有無、年齢、性別、国籍等に関わらず、あらゆる人々が利用しやすいデザイン」という考え方。対象は公共施設や製品だけにとどまらず、教育や文化、情報提供等に至るまで多岐に渡る。

●要約筆記

聴覚障がいのある人に対して、話の内容をその場で要約し、ノート・スクリーン・パソコン等を通じて情報を伝える方法。

「ら」行

●リハビリテーション

障がいのある人の能力低下を改善し、その自立と社会参加を達成するために行われる訓練。機能障がいの改善や維持だけでなく、障がいのある人の尊厳を回復するための精神的、職業的な復帰訓練を含めた概念として用いられる。

●療育

障がいのある子どもの治療と教育（保育）を意味する。障がいの軽減や進行の予防、精神面における発達への支援、日常生活動作の習得等を通じて、社会性を発揮するための援助を行うこと。

銚田市第2期障がい者基本計画
銚田市第3期障がい福祉計画

発 行 平成24年3月

企画・編集 銚田市

〒311-1592

茨城県銚田市銚田1444-1

TEL0291-33-2111